

大磯中学校特別教室等空調設備整備工事

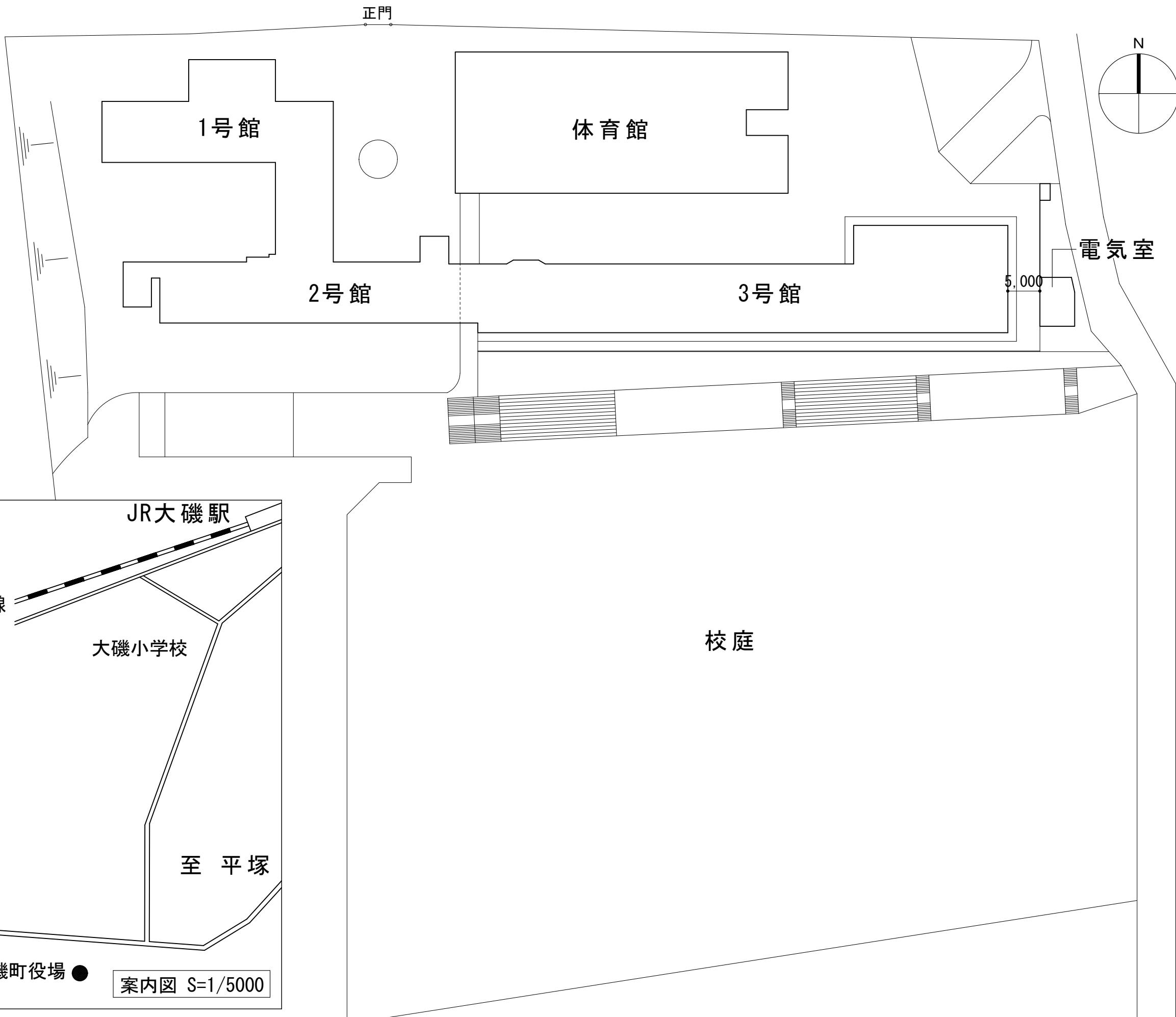
番号	図面名称	縮尺
A-01	図面リスト	—
A-02	特記仕様書(1)	—
A-03	特記仕様書(2)	—
A-04	工事概要・案内図・配置図	1/600 1/5000
A-05	1階平面図	1/400
A-06	2階平面図	1/400
A-07	3階平面図	1/400
A-08	3号館1階部分平面図・断面図	1/200
A-09	3号館2、3階部分平面図	1/200
A-10	3号館立面図	1/200
A-11	1号館部分図	1/200
A-12	3号館天井伏図1	1/200
A-13	3号館天井伏図2・1号館天井伏図	1/200
A-14	建具表1	1/100
A-15	建具表2	1/100
A-16	詳細図	1/20 1/50
A-17	面積図	1/400
E-01	電気設備特記仕様書	—
E-02	変電設備単線結線図(改修後)	—
E-03	変電設備単線結線図(改修前)	—
E-04	分電盤結線図	—
E-05	1階平面図	1/400
E-06	2階平面図	1/400
E-07	3階平面図	1/400
M-01	機械設備 特記仕様書	N/S
M-02	空調換気設備 機器表	N/S
M-03	空調換気設備 配管系統図	N/S
M-04	空調設備 1階配管平面図	1/300
M-05	空調設備 2階配管平面図	1/300
M-06	空調設備 3階配管平面図	1/300
M-07	空調設備 凡例・参考図	N/S
M-08	空調換気設備 計装配線系統図	N/S
M-09	空調設備 1階制御平面図	1/300
M-10	空調設備 2階制御平面図	1/300
M-11	空調設備 3階制御平面図	

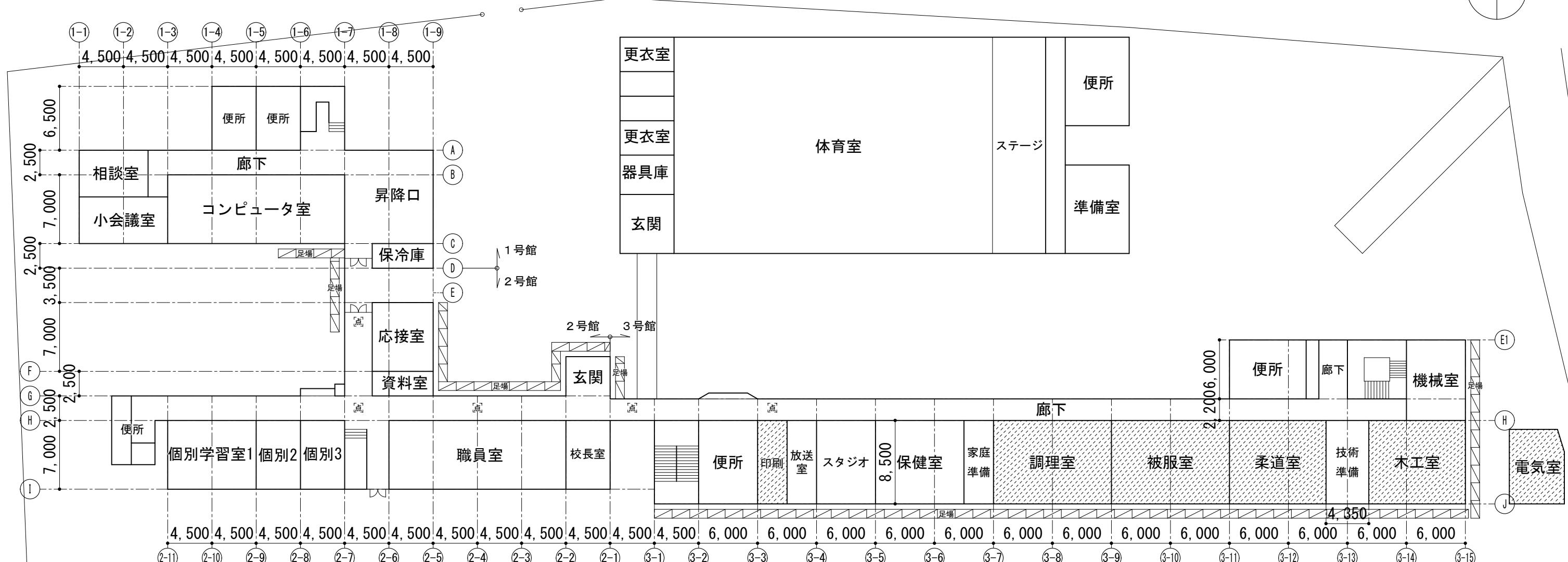
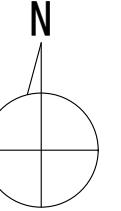
I 建 築 改 修 工 事 仕 様			章	項 目	特 記 事 項
1 質問回答書・現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」（以下「改修仕様」という。）、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標準仕様」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下「解体共通仕様」という。）による。			9	化 物 質 の 濃 度 測 定	工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督員に提出すること。（1.5.9） また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化 物 質 の 室 内 濃 度 の 指 尖 値 を 超 え た 場 合 は、監督員と協議すること。 1. 測定対象化 物 質 2. 測定対象室・測定箇所数 3箇所 ※ 図示 3. 測定方法 1) 空気の採取 ※ 拡散方式（※ 測定バッヂ ・ パッシブサンプラー ・ パッシブガスチューブ）・吸引方式 2) 測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化 物 質 の 濃 度 を 測 定 す る た め の 標 準 的 方 法 と し て 示 し た 以 下 の 方 法 に よ つ て 行 う。ま た は、以 下 と 相 関 の 高 い 方 法 に よ つ て 行 う こ も で き る。 ホルムアルデヒド 高速液体クロマトグラフ法 揮発性有機化合物 ガスクロマトグラフィー質量分析法
2 特 記 事 項 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（ ）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。			10	技術検査	工事施工途上における技術検査（「中間検査」）は下表を原則とし、監督職員と協議すること。 工事写真等を電子データにより検査する際に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。 1) 新 営 工 事 構 造 檢 查 工 程 ※延べ面積が500m ² を超えるもの 1. 輸組完了時 2) 改 修 工 事 ・ 車体の改修及び補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修・補修工法の施工完了時に行う。 ・ 屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。 受注者が必ず認めた工程（別途指示による） 1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が大磯町の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、可能な限り地元建設業者を使用することとする。 施工体制台帳及び施工体系図 本工事を施工するために下請負契約を締結したものは、下請負業者と契約締結後全ての下請契約を2週間以内に監督員に一部を提出する。また、施工体制台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものとし、現場表示も併せて行うものとする。 2. 主要機器資材メーカー報告書 本工事において使用する主要機器資材メーカー報告書1通を監督員に提出し、通知する。 3. 技能士報告書 本特記仕様第1章第6項で技能士が適用された場合は、報告書1通を監督員に提出し通知する。 4. 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書） 工事完了後「建設副産物情報交換システム」（COBRIS入力システム）により、入力したデータを提出する。 なお、データの提出が困難な場合は、監督職員の承諾を得た上で、紙による提出とする。 5. 施工計画書（監督職員の承諾を受けたもの） 工事期間中に提出した施工計画書をとりまとめ、完成時に成果品の一部として監督職員へ提出する。提出方法については監督職員の指示による。 1) 工事の一時中止 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
一般共通事項			11	工事の下請負	12 報告書
1 ① 適用基準等 ○建築工事標準詳細図 ※工事写真の撮り方 ○公共建築工事標準仕様書 ○公共建築改修工事標準仕様書 工事期限より 日前 ・電気主任技術者 ※ 監督職員の承諾を受けた者 (1.3.3)			13	工事の一時中止	14 完成時の提出図書等
2 構成工期			15	設備工事との取り合い	16 設計GL
3 電気保安技術者			17		
4 発生材の処理等 種 別 対 象 品 目 ○発注者へ引渡しを要するもの ※ PCB含有機器類 ※ PCB含有シリカ材 ※ 微量PCB 協議が必要な場合 ○再利用を図るもの ・再資源化を図るもの(注1) ※ アスファルト・コンクリート塊 ※ 建設混合廃棄物 ・ 硬質ボリ塩化ビニル管・継手 ※ 建設発生木材 ※ 小形二次電池 ※ 建設汚泥 ・ 建設ランプ ・処理に注意を要するもの ・0.1%を超えて石綿を含有するもの ・CCA処理木材 ・特別管理産業廃棄物 ・廃酸、廃アルカリ ・ダイオキシン含有廃棄物 ・廃油 ・特殊な建設副産物 ・フロン ・ ハロン ・ 特定化学物質 () ・煙感知器(イオン化式) ・ 六フッ化硫黄(SF ₆)ガス ・ PFOS			18		
(注1) 上記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること。			19		
5 材料の品質等 1. 本工事に使用する材料・機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 2. 「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。 3. 本県に本社、支店、営業所を有するメーカー製品を使用すること。 4. 化学物質を放散する建築材料等 1) 建材・施工材の使用材料の選定においては、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を放散しないか、放散が十分少ないものをJISまたはJAS等を参考に適切に選択すること。ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆を原則とし、該当する材料等がない場合は、施工面積に十分注意した上でF☆☆☆☆を使用する。 2) 接着剤はホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を放散しないか、発散が極めて少ないもの、または含有量が少なく難揮発性の可塑剤を使用しているものとし、ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆を原則とする。 3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の選択及び取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシートの内容を把握するとともに、現場に常備し、記載内容の周知徹底を図ること。 4) 施工中、接着剤・塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。 5. 本工事に使用する材料については、JIS Z 7253 (GHS)に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しない。			20		
6 技能士 工 事 種 別 技能検定職種 技能検定作業 ・仮設工事 とび とび作業 ・防水改修工事 防水施工 アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塗化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 FRP防水工事作業 ・外壁改修工事 左官(左官作業) ・タイル張り(タイル張り作業) 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業) 塗装(建築塗装作業) ・建具改修工事 サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) ガラス施工(ガラス工事作業) 自動ドア施工(自動ドア施工作業) ・内装改修工事 内装仕上施工(・プラスチック系床仕上工事作業) カーペット系床仕上工事作業 ボード仕上工事作業 鋼製下地工事作業 表装(壁装作業) ・塗装改修工事 塗装(建築塗装作業) ・排水工事 配管 建築配管作業 ・舗装工事 路面表示施工 溶融ペイントハンドマークー工事作業 ・加熱ペイントマシンマークー工事作業 ・植栽工事 造園 造園工事作業			21		
7 特別な材料の工法 8 施工中の環境保全等 木標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 施工に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型及び排ガス対策型建設機械とすること。			22		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2 仮 設 工 事	① 仮囲い	仮囲いの位置及び延長は図示による。 ・ガードフェンス (H=1800) ・波形鉄板 (H=) ・単管シート (H=) ・キヤステーキ (H= , W=) × 篠所 ※ 配置する • 配置しない ※ 設置する	4 環 境 配 慮 改 修 工 事	① 一般事項	石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿則」という。)を遵守すること。 施工調査 ・行わない。 ※ 行う (調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。) 調査箇所 ※ 図示 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 ・ 石綿含有分析 ② 行わない ・ 行う (分析結果は監督職員に提出する。) 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスペスト含有測定法」による。
	② 交通誘導員			石綿粉じん濃度測定 ・行わない。	9.1.1>
	③ 工事表示板			専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。	9.1.2>
	④ 足場その他	内部足場 ※ 脚立、足場板等 防護シート○ 設ける・設けない 材料の運搬 A種 B種 C種 D種 E種 <表2.2.2> 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。		作業主任者の選出 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものから、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。	9.1.2>
	⑤ 養生	家具の移動 • 行う(図示) ○ 行わない 既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管 • 行う • 行わない 養生の方法 保管場所		除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則に基づく教育を受けた者とする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。	9.1.2>
	6 仮設間仕切り	• 設ける(図示) A種 B種 ※ C種 <2.3.2><表2.3.1>		特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置しなければならない。	9.1.2>
	7 監督職員事務所	※ 設けない(請負者事務所に打合せ会議室を確保する) • 設ける(規模 m程度 請負者事務所と同様 • 可 • 否) <2.4.1>		石綿含有成形板の除去工事 ・ 行う (適用範囲 • 図示 •) ・ 行わない	9.1.5>
	⑧ 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない		養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。	9.1.5>
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない		除去工法 ※ 作業場は、散水等により湿润化し、手荒らしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿润化した状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破碎された石綿含有成形板については、湿润化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。	9.1.5>
	⑩ 工事用通路	※ 指定しない • 指定する(図示)		石綿含有材除去について 石綿含有する吹付材及び塗装材の面に設備用のアンカー等を設置する場合 粉じん飛散抑制剤を吹付し該当部を除去し粉じん飛散抑制剤を吹付すること。 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。	9.1.5>
	11 その他の仮設			④ その他	
3 内 装 改 修 工 事	改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・ 図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・ 図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ・ 図示の範囲	<6.1.3>		
	1 石こうボードその他ボード張り	<6.13.2~3><表6.13.1><表6.13.5>			
		種類又は記号 種別など 厚さ (mm) 規格番号			
		けい酸カルシウム板(繊維強化セメント板)0.8FK又は1.0FK	壁 • 6(不燃) • 10(不燃) • 12(不燃)	JIS A 5430(タイプ2)	
			天井 • 6(不燃) • 12(不燃)		
		グラスウール吸音ボード(吸音材料) GW-B	ガラスクロス(JIS A 3414 EP18程度) 額縁張り品	25(不燃)	JIS A 6301(32K)
		ロックウール化粧吸音板(吸音材料) DR	※ 内部用 ・軒天用	普通 • 9(不燃) • 12(不燃)	JIS A 6301
				立体 模様	• 12(不燃) • 15(不燃) • 19(不燃)
		せっこうボード(せっこうボード製品) GB-R		壁 • 9.5(準不燃) • 12.5(不燃) • 15(不燃)	JIS A 6901
				天井 • 9.5(準不燃) • 12.5(不燃)	
		シージングせっこうボード(せっこうボード製品) GB-S		壁 • 12.5(準不燃) 天井 • 9.5(準不燃) • 12.5(準不燃)	JIS A 6901
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-NC	トラバーチン模様 色 ※白・黄	• 9.5(不燃)	JIS A 6901
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-D	木目模様 木目模様(裏桟付き) 特殊模様	壁 • 9.5(準不燃) • 12.5(不燃)	JIS A 6901
		せっこうボードの目地処理	・ 繼目処理工法 ・ 突き付け工法 ・ 突き付けV目地工法 ・ 目透し工法	天井 • 9.5(準不燃) • 12.5(不燃)	

建物概要

建物名称	大磯町立大磯中学校
所在地	中郡大磯町東小磯261番地
主要用途	中学校
敷地面積	28,816m ²
床面積	1号館1,193m ² 2号館1,512m ² 3号館3,180m ²
規模・構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
工事概要表	特別教室等空調設備改修に 係わる建築改修工事 電気設備改修工事 機械設備改修工事



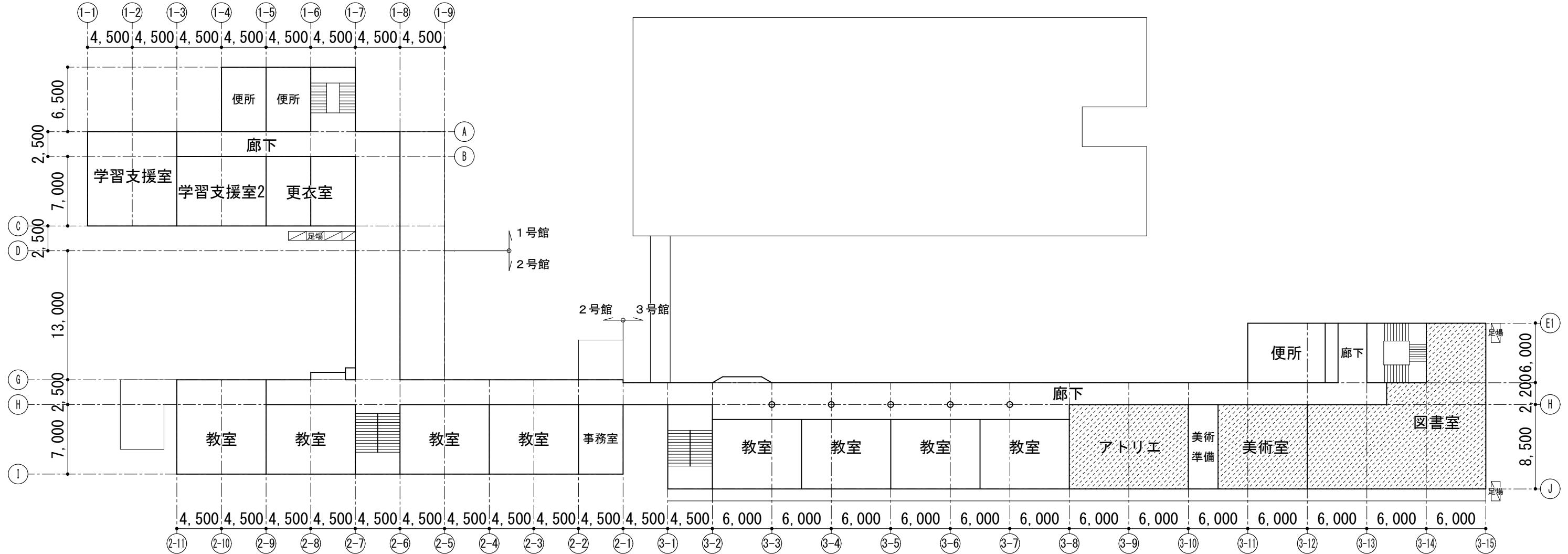
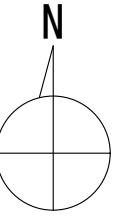


廊下天井仕上表

部位	仕上
天井	吸音石膏ボードt9.5

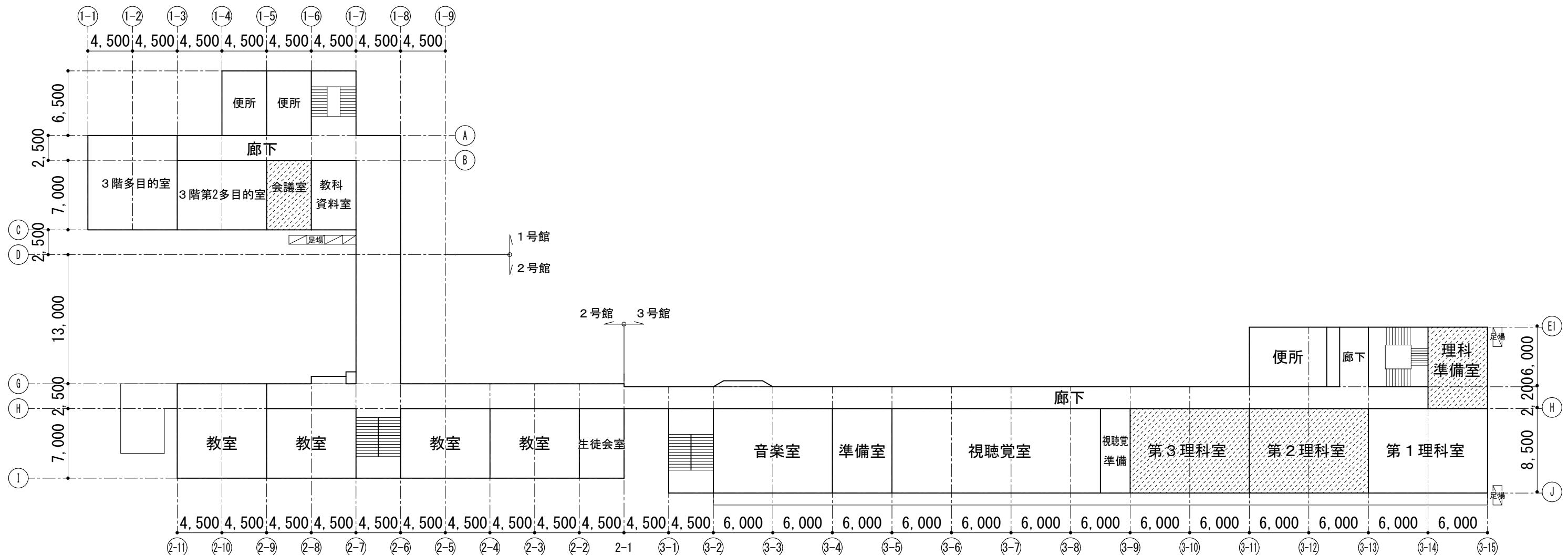
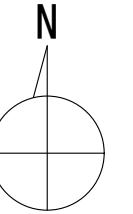
凡例

■	工事対象室
足場	外部足場
[点]	天井点検口450角(廊下)



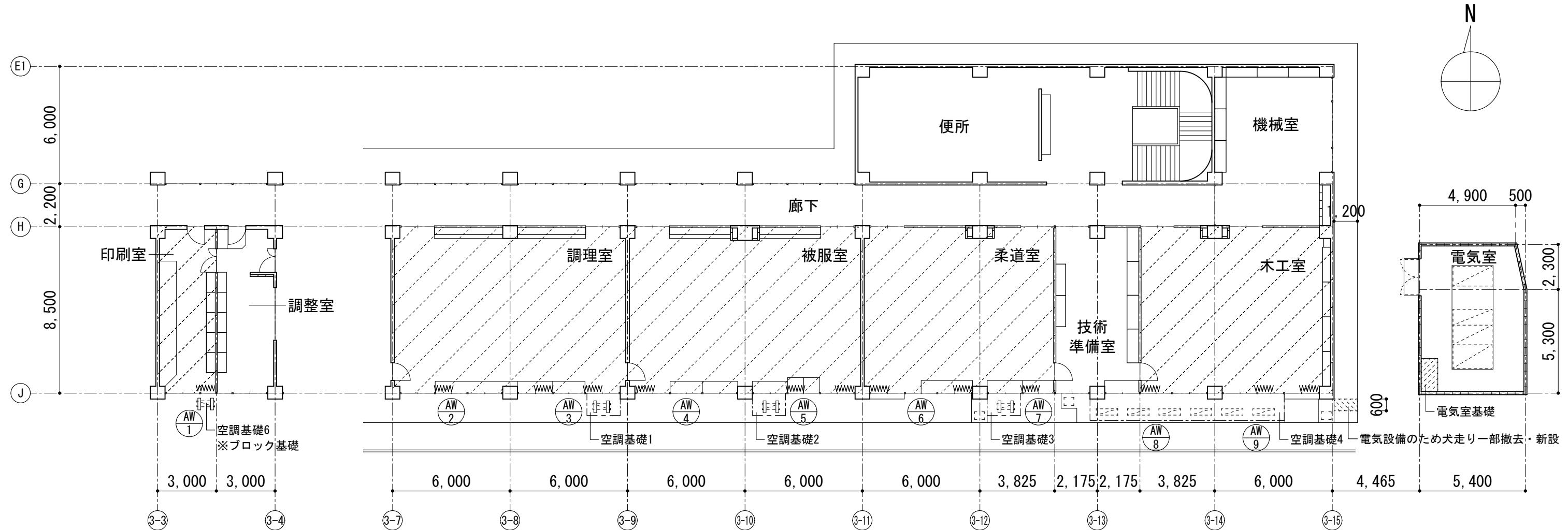
凡例

 工事対象室
 足場 外部足場
 天井点検口450角(廊下)



凡例

	工事対象室
	外部足場
	天井点検口450角(廊下)



印刷室、調理室、被服室、柔道室、木工室仕上表

部位	仕上
壁	モルタルの上塗装
天井	吸音石膏ボードt9.5 岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)※柔道室、木工室

3号館外部仕上表

部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	吹付材

凡例

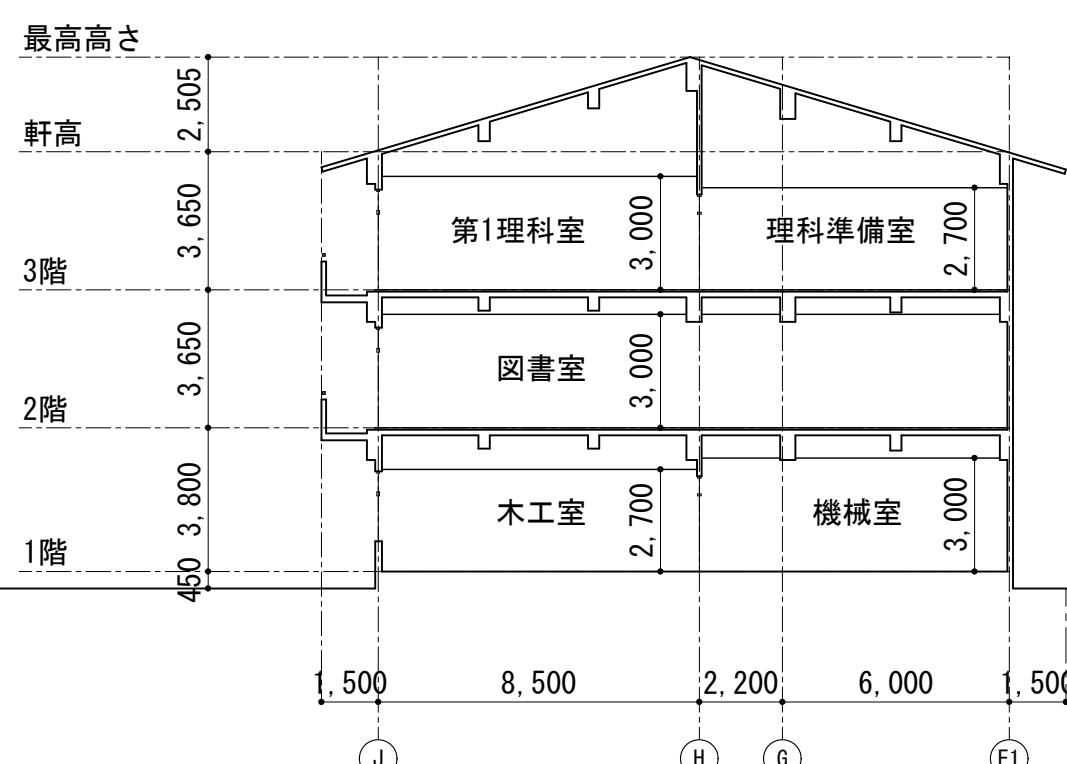
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

凡例

- 天井点検口450角
- www カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置

工事対象室

3号館1階部分平面図1/200

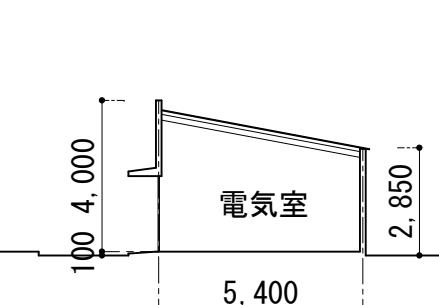


電気室仕上表

部位	仕上
外壁	ブロック積モルタルの上吹付
内部床	コンクリートの上モルタル塗
内部壁	ブロック積モルタル塗

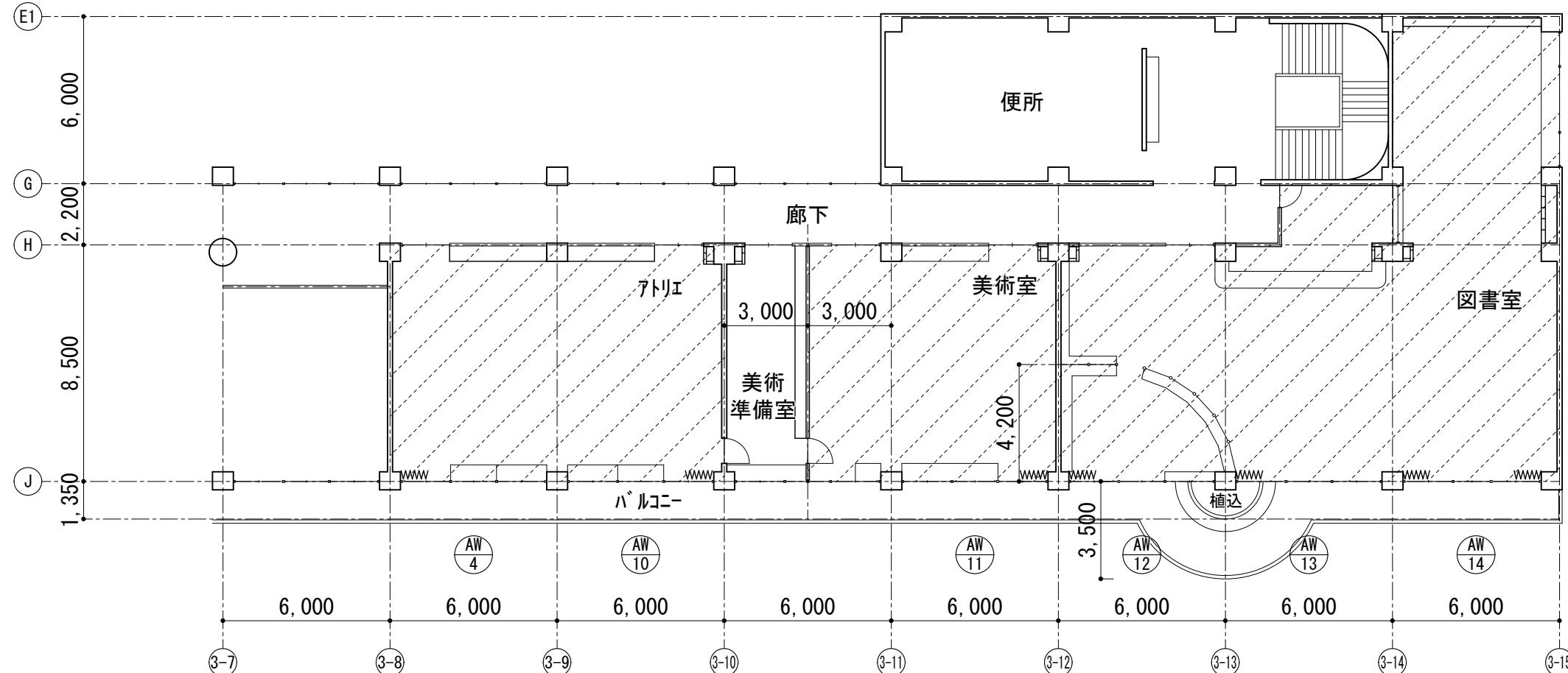
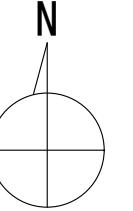
凡例

■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

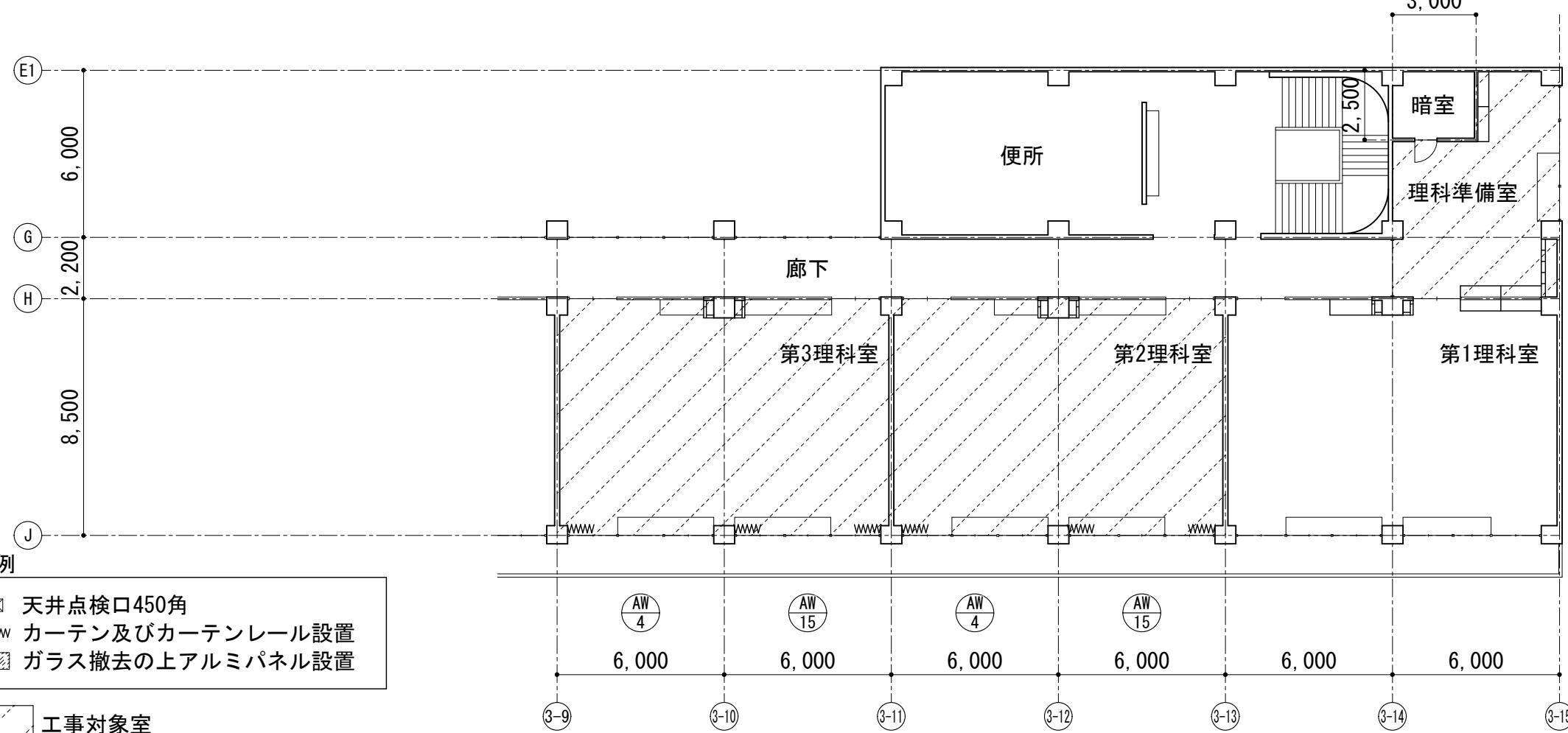


3号館断面図1/200





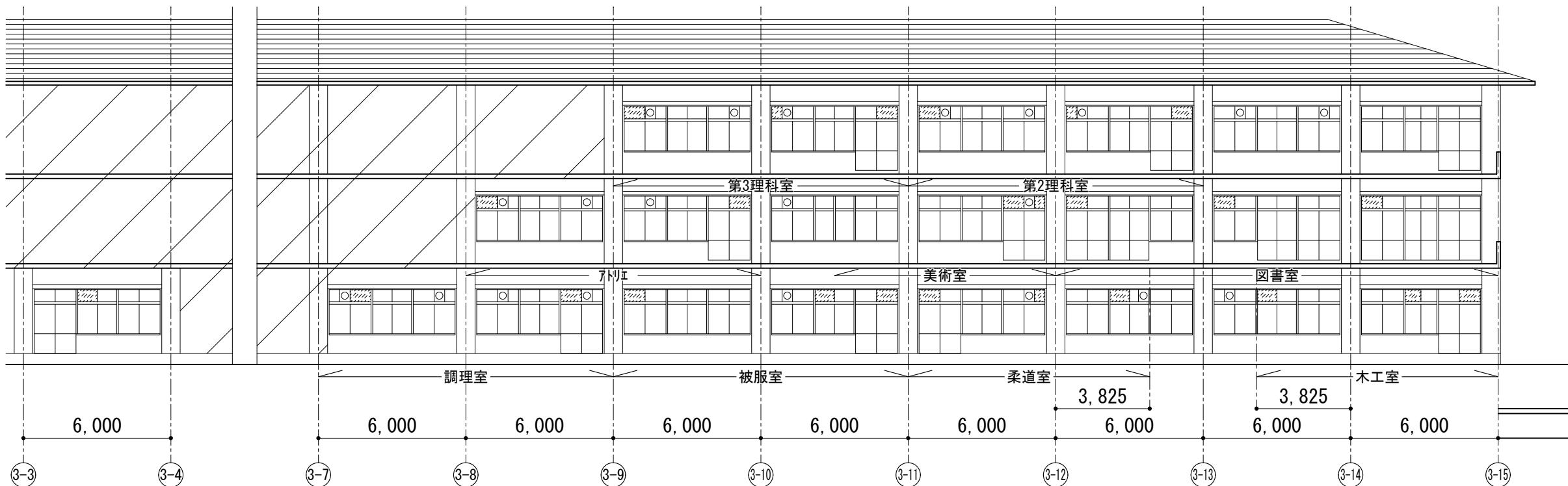
3号館2階部分平面図1/200



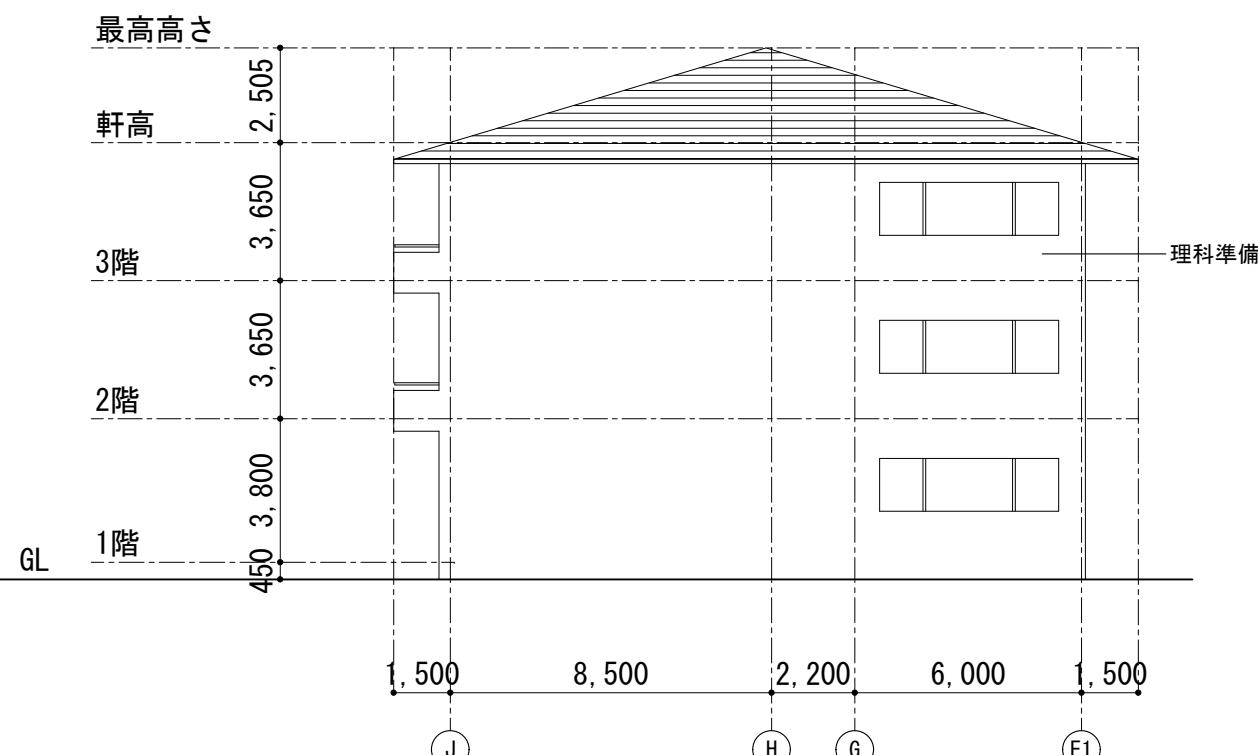
第3理科室、第2理科室、理科準備室仕上表

部位	仕上
壁	モルタルの上塗装
天井	吸音石膏ボードt9.5

3号館3階部分平面図1/200



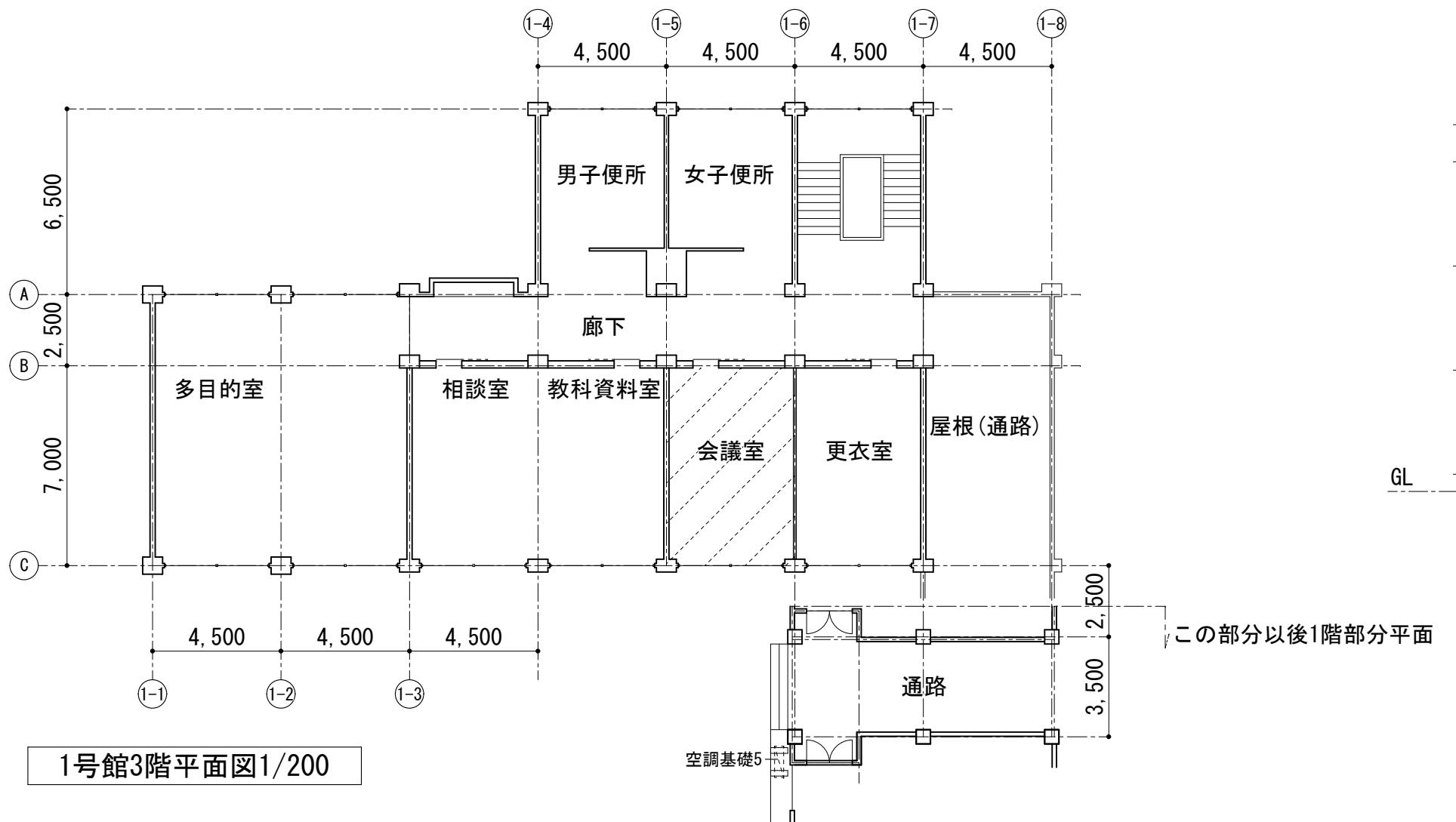
3号館南立面図1/200



3号館東立面図1/200

3号館外部仕上表	
部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	吹付材

凡例
は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。



1号館3階平面図1/200

会議室 仕上表

部位	仕上
壁	モルタルの上塗装
天井	化粧石膏ボードt9.5

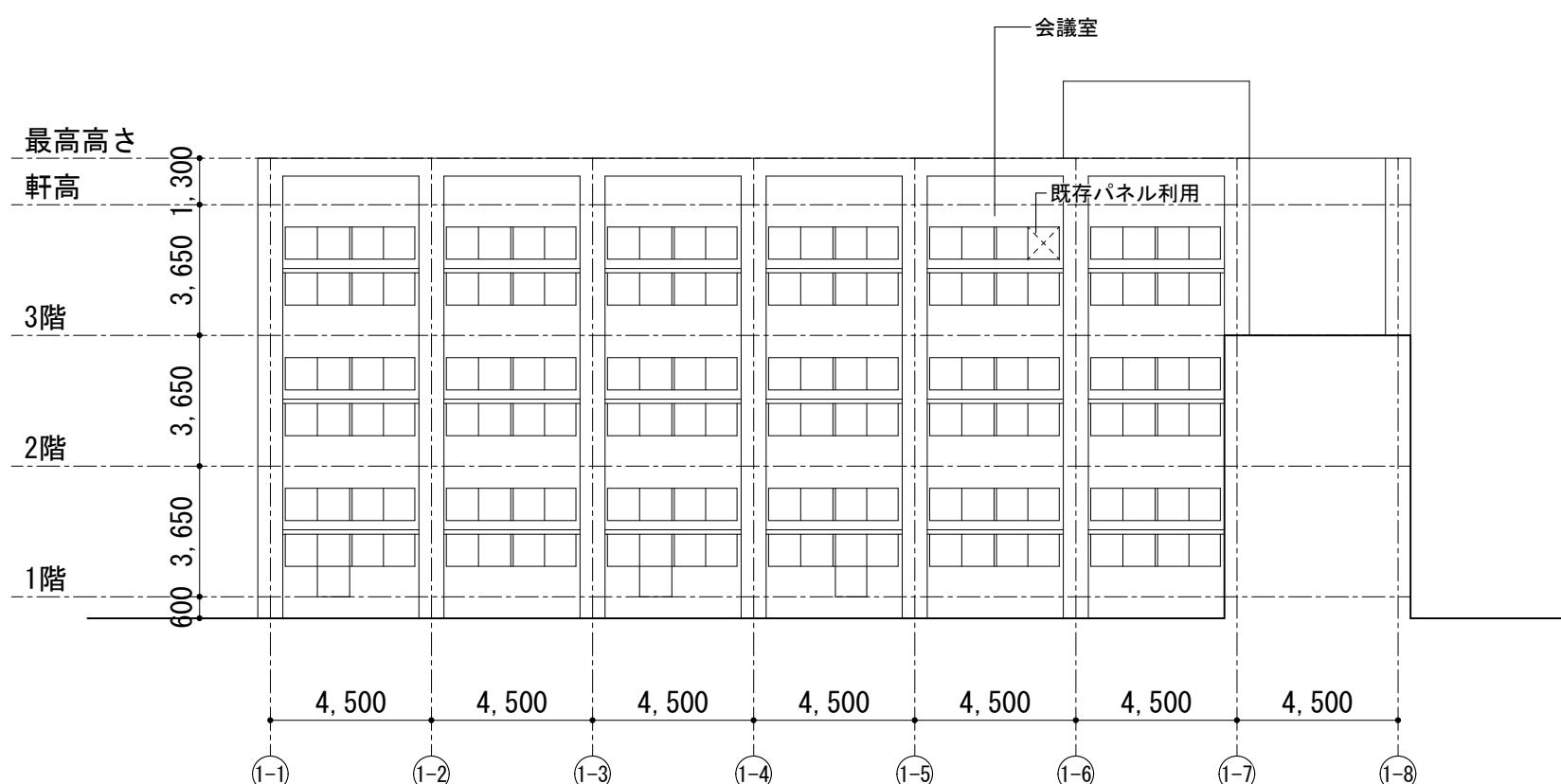
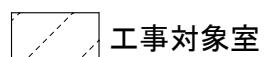
1号館外部仕上表

部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	吹付材

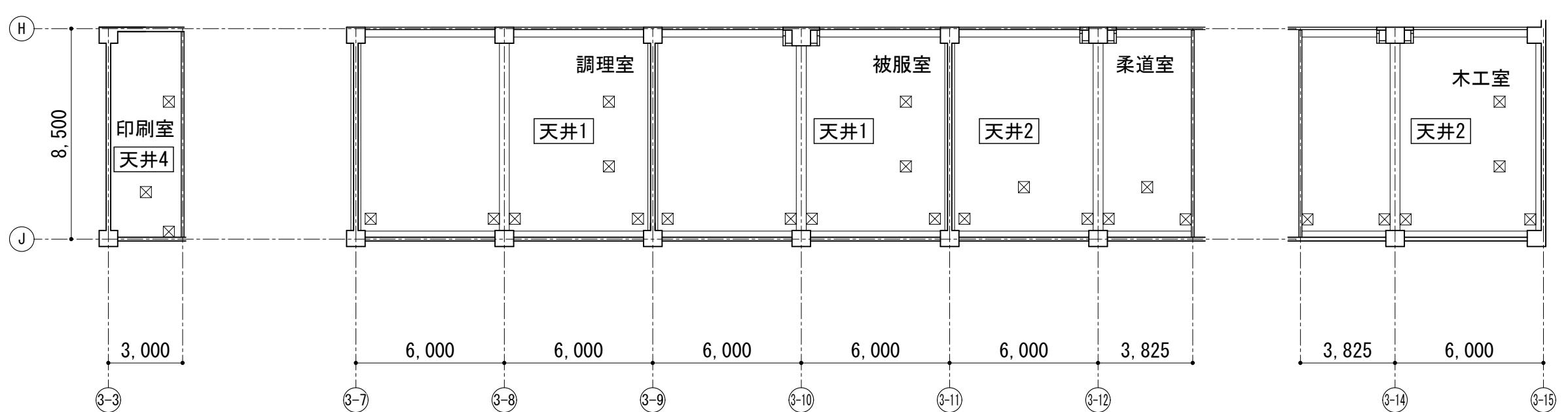
凡例
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。
また外壁に関しては石綿含有みなしとして同様の撤去処分を施す。

凡例

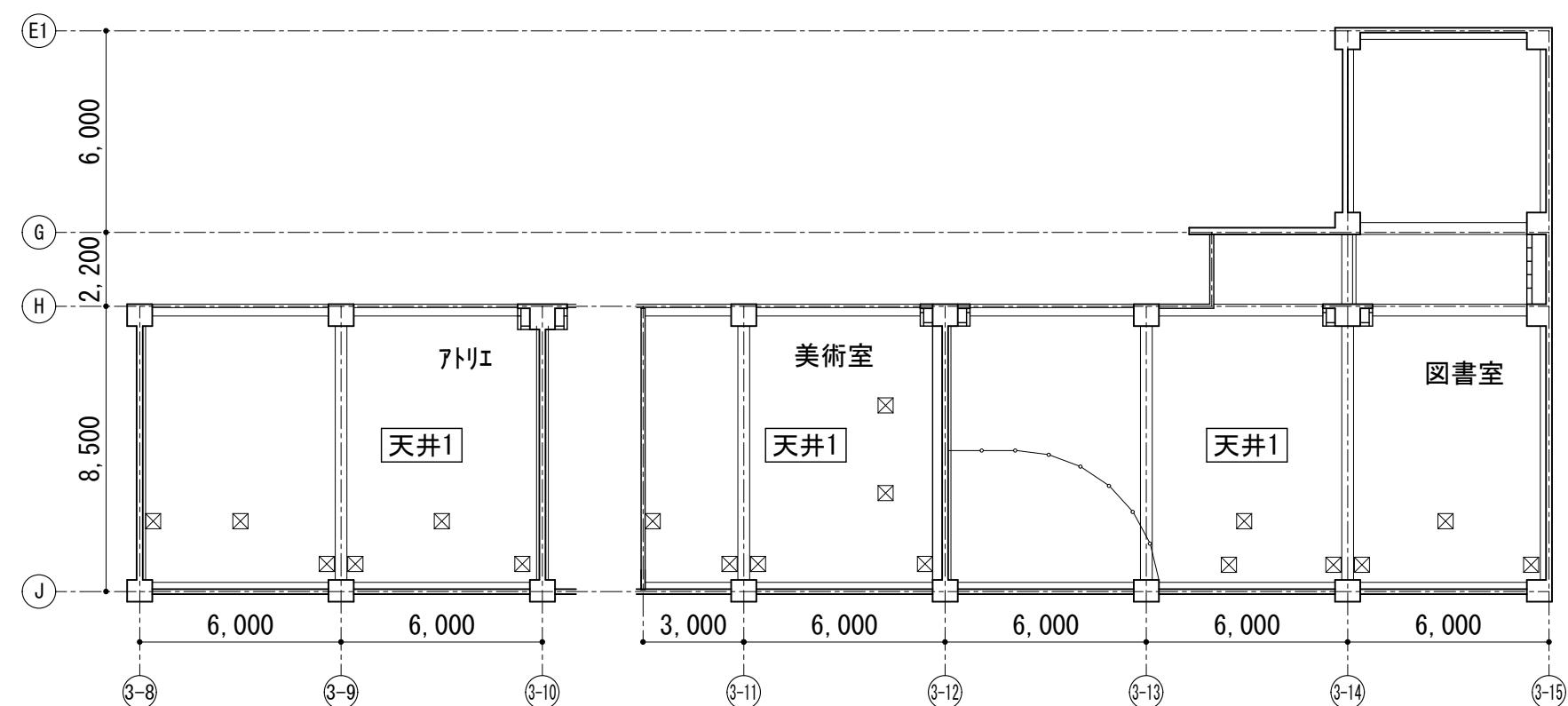
- ☒ 天井点検口450角
 - www カーテン及びカーテンレール設置
 - ガラス撤去の上アルミパネル設置



1号館南立面図1/200



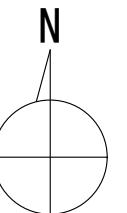
3号館1階部分天井伏図1/200

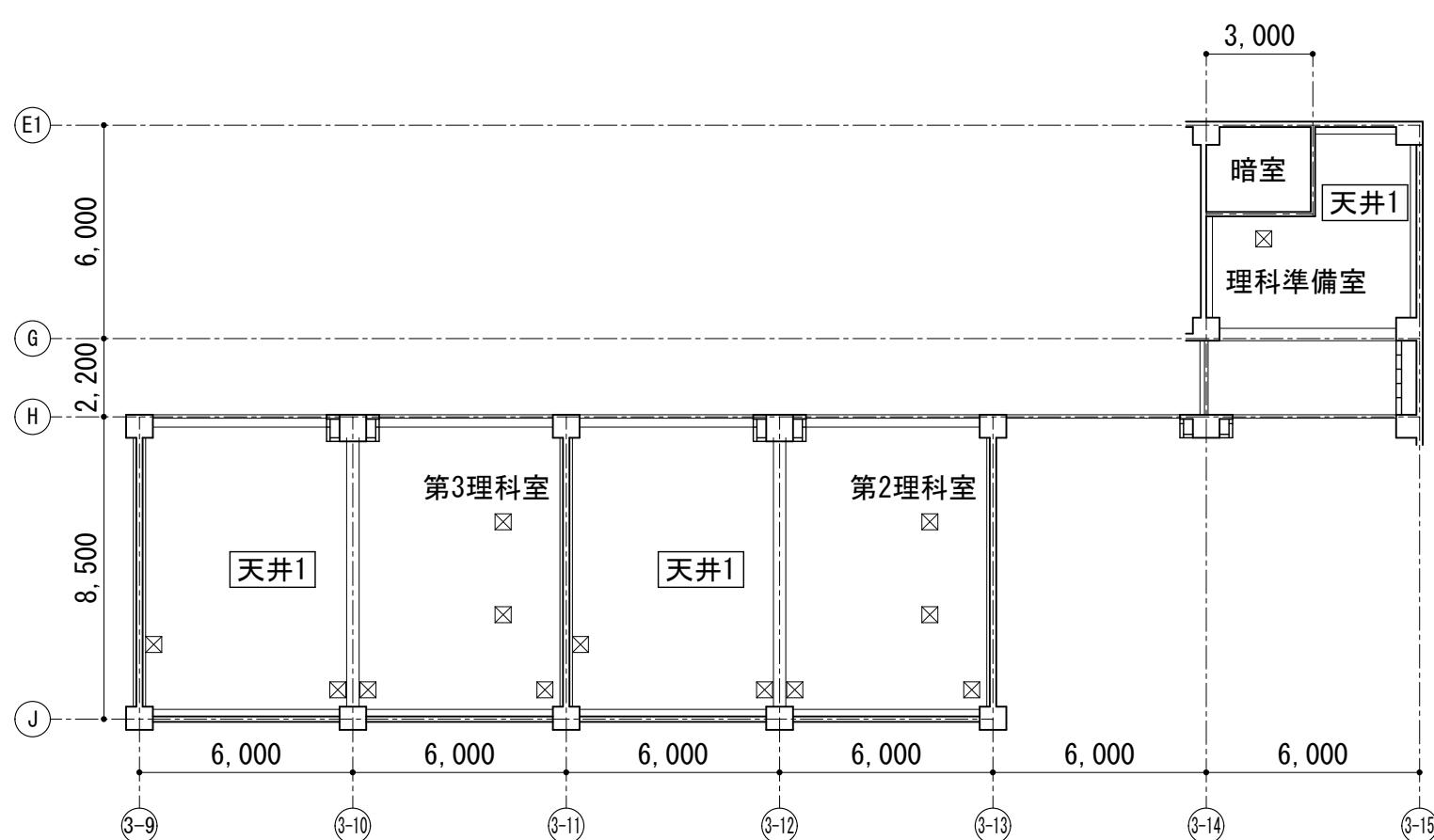


天井仕上表	
部位	仕上
天井1	吸音石膏ボードt9.5
天井2	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)
天井3	化粧石膏ボードt9.5
天井4	吸音石膏ボードt9.5(下地石膏ボードt9.5)

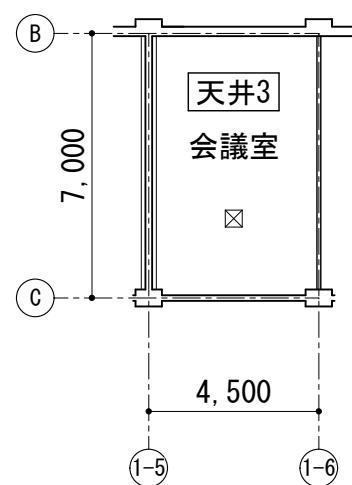
3号館2階部分天井伏図1/200

▣ 天井点検口450角
■ カーテン及びカーテンレール設置
▨ ガラス撤去の上アルミパネル設置





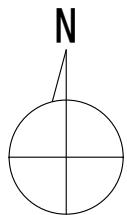
3号館3階部分天井伏図1/200



1号館3階部分天井伏図1/200

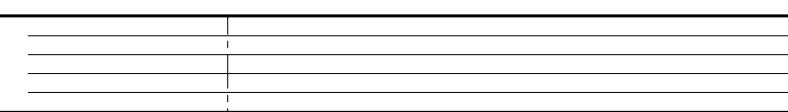
天井仕上表	
部位	仕上
天井1	吸音石膏ボードt9.5
天井2	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5
天井3	化粧石膏ボードt9.5

■ 天井点検口450角
■ カーテン及びカーテンレール設置
■ ガラス撤去の上アルミパネル設置



符号	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	4か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	
姿図		既存カーテンないためレールのみ設置		既存カーテンないためレールのみ設置		既存カーテンないためレールのみ設置		790		730	790
材料	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		
場所	印刷室		調理室		調理室		被服室、アトリエ、第2理科室、第3理科室		被服室		
ガラス	部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		
金物											
備考	部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		
	>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		
符号	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	
姿図		既存カーテンないためレールのみ設置		既存カーテンないためレールのみ設置 柔道室		木工室		588		790	
材料	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		
場所	柔道室		柔道室		木工室		木工室		アトリエ		
ガラス	部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		
金物											
備考	部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		部分アルミパネルt3.0設置		
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置		
	>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		>< 部分カーテン及び遮光カーテン設置		

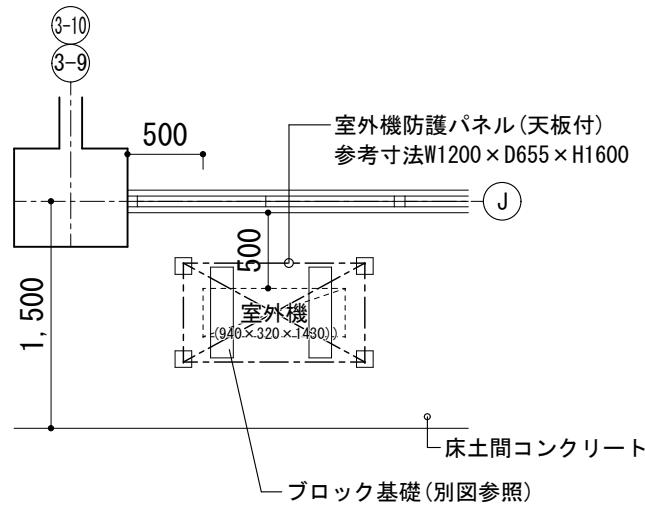
符号	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	2か所
姿図										
材料	アルミ製									
場所	美術室		図書室		図書室		図書室		第2理科室、第3理科室	
ガラス	部分既存ガラス撤去									
金物										
備考	部分アルミパネルt3.0設置 ----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置 >< 部分カーテン及び遮光カーテン設置									
符号										
姿図										
材料										
場所										
ガラス										
金物										
備考										



大磯中学校特別教室等空調設備整備工事

実施名	建具表1	日付	図面番号
縮尺	1/100	基準	A-15

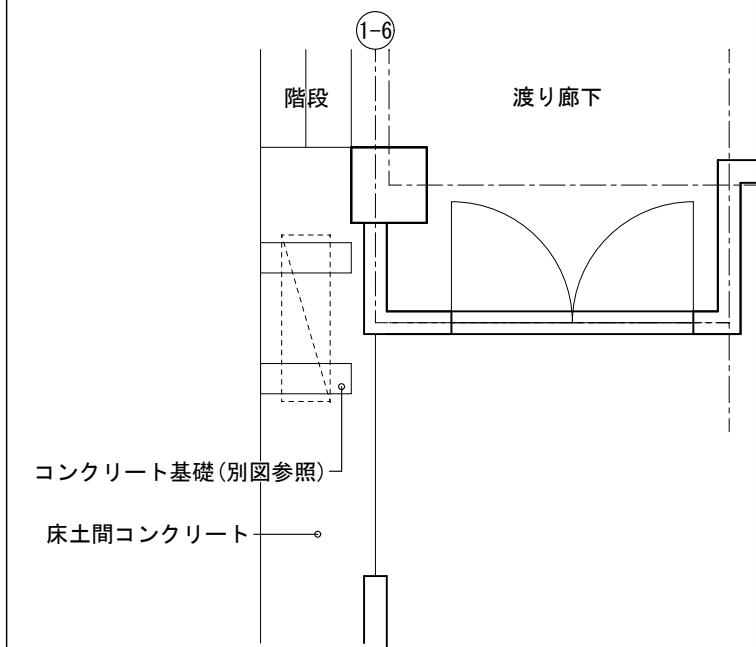
空調基礎1、2部分詳細図1/50



各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

空調基礎5部分詳細図1/50

※隣接する類似の室外機がフェンスなしのため
フェンスは設けない

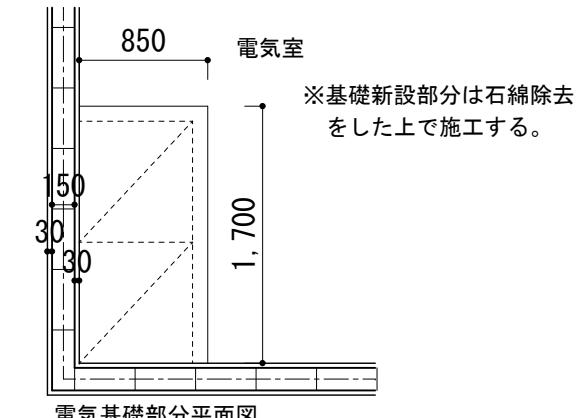


各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

電気基礎部分詳細図1/50

コンクリート金こて直均し
溶接金網敷 $\phi 6-100 \times 100$

電気基礎部分断面図



電気室仕上表

部位	仕上
外壁	ブロック積モルタルの上吹付
内部床	コンクリートの上モルタル塗
内部壁	ブロック積モルタル塗

凡例

■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

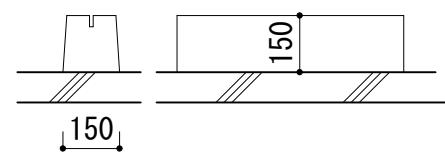
コンクリート盤基礎、ブロック基礎詳細図1/20

1,425



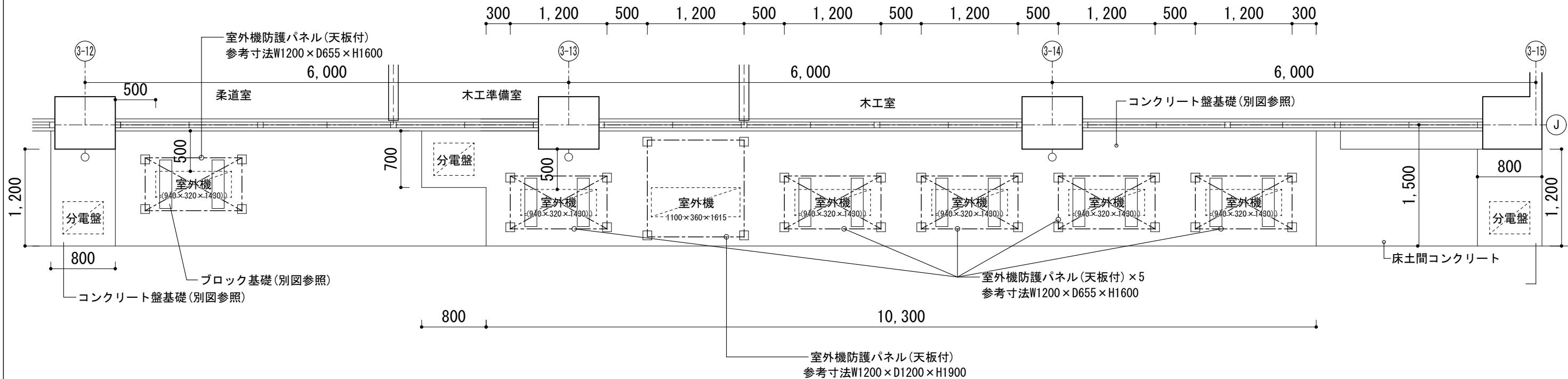
コンクリート盤基礎参考図

130 600



ブロック基礎参考図

空調基礎3、4部分詳細図1/50



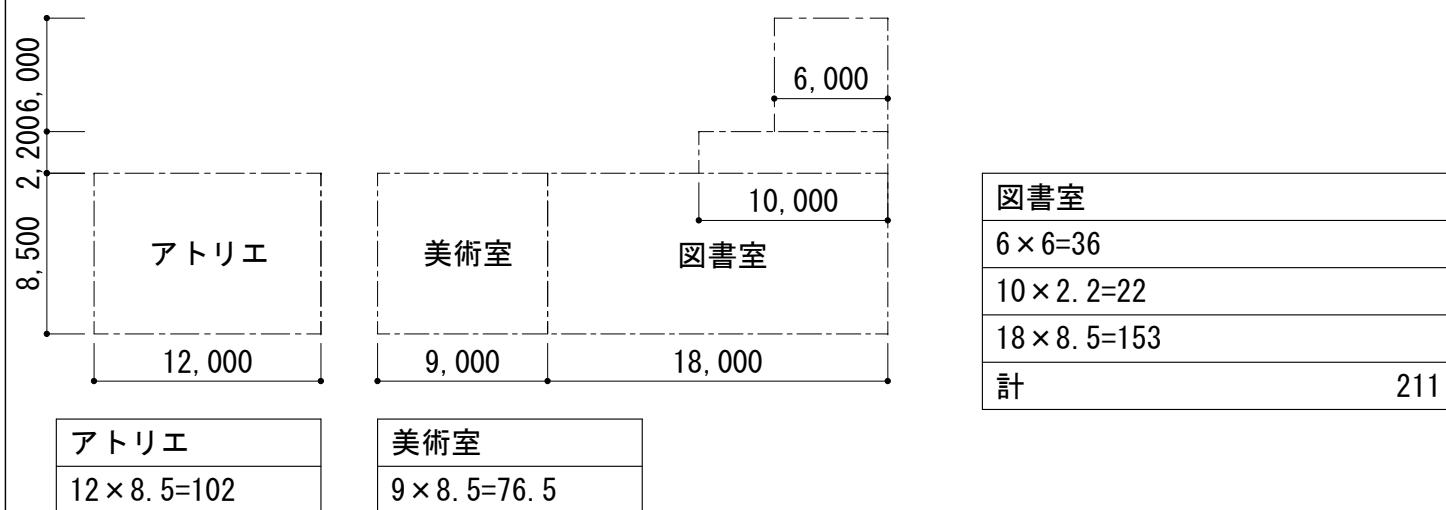
1階面積図



調理室	調理室	柔道室	木工室	印刷室	1階計
$12 \times 8.5 = 102$	$12 \times 8.5 = 102$	$9.825 \times 8.5 = 83.51$	$9.825 \times 8.5 = 83.51$	$3 \times 8.5 = 25.5$	$102 + 102 + 83.51 + 83.51 + 25.5 = 396.52$

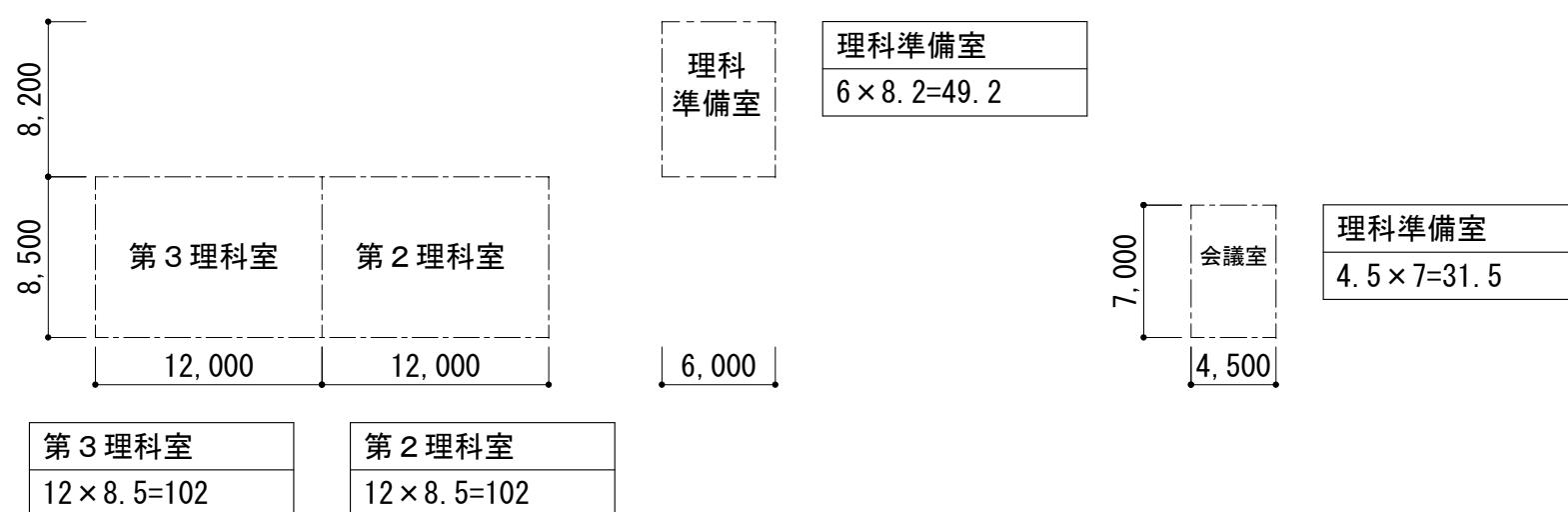
各階計	
1階計	371.02
2階計	389.50
3階計	284.70
計	1070.72

2階面積図



2階計
$102 + 76.5 + 211 = 389.5$

3階面積図



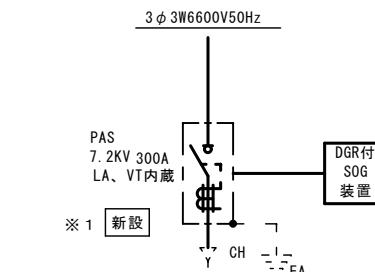
2階計
$102 + 102 + 49.2 + 31.5 = 284.7$

<p style="text-align: center;">特記仕様書 (令和8年1月作成)</p> <p>I 工事概要</p> <p>1 工事場所 中部大磯町東小磯261番地</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>構造</td> <td>階数(地下・塔屋)</td> <td>延面積(m²)</td> <td>消防令別表第1</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>大磯町立大磯中学校</td> <td>R C</td> <td>地上3階建て</td> <td></td> <td>7項</td> <td></td> </tr> </table>				建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考	大磯町立大磯中学校	R C	地上3階建て		7項		<p>●受電設備</p> <p>1 電気方式 特別高圧 ○ 3相 線式 KV 高圧 ● 3相 3線式 6.6 KV 低圧 ○ 3相 3線式 210V ○ 単相 3線式 210 / 105 V ○ 3相 線式 V ○ 相 線式 V ● C B ○ P F - S ○ P F - C B 遮断容量 12.5 KA 配電用変圧器総容量 450 KVA 高圧進相用コンデンサー総容量 30 KVA 直列リアクトル(高圧) コンデンサー容量の 6 % ● 屋内 ○ 屋外 ● キューピタル式 ○ 開放型 ○ 閉鎖型 ● 油式 ○ 乾式 ● 国のグリーン購入指針に沿った高効率変圧器(トップランナー)とする。 ○ あり ● なし ● 低圧配電盤には外部配線接続用端子台を設ける。</p> <p>2 主遮断装置</p> <p>3 設備容量</p> <p>4 設置場所</p> <p>5 変電設備の形式</p> <p>6 変圧器類の形式</p> <p>7 高効率変圧器</p> <p>8 自動力率調整装置</p> <p>9 その他の</p> <p>● 2)屋外電気設備 ○屋外配電線路設備 ○屋外通信線路設備 ○発電設備工事 ●接地</p> <p>II 工事仕様</p> <p>1 共通仕様 1) 現場説明書、図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房工務課監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p> <p>2 特記仕様 次の表のとおりとし、章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">般</td> <td>1 機材</td> <td>●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 監督員事務所</td> <td>○別途工事にて設ける ○設ける ○設けない</td> </tr> <tr> <td>3 工事用電力、給水、その他</td> <td>○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>4 官庁手続き</td> <td>●官署への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に</td> </tr> <tr> <td>5 本設電気の基本料金</td> <td>●含まれていない ○含まれている</td> </tr> <tr> <td>6 施工調査</td> <td>○改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。</td> </tr> <tr> <td>7 工事用仮設物等</td> <td>構内に設けることが ○できる ○できない</td> </tr> <tr> <td>8 足場、さん橋類</td> <td>●契約の関係請負者が定置したもののは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。</td> </tr> <tr> <td>9 発生材の処理</td> <td>○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種)</td> </tr> <tr> <td>10 再資源の利用</td> <td>引き渡しをするもの ○あり ○なし</td> </tr> <tr> <td>11 残土処分</td> <td>特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし</td> </tr> <tr> <td>12 工事写真</td> <td>再資源化を図るもの ○あり ○なし</td> </tr> <tr> <td>13 引き渡し関係書類及び付属品</td> <td>再資源の利用を行ふもの ○あり ○なし</td> </tr> <tr> <td>14 提出書類の様式</td> <td>○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入</td> </tr> <tr> <td>15 耐震処理</td> <td>●別途指示する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">共通</td> <td>●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階床以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>16 V.O.C測定</td> <td>●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。</td> </tr> <tr> <td>17 電気工作物</td> <td>○本工事にて行う() ○別途工事にて行う</td> </tr> <tr> <td>18 電気管理体制</td> <td>●自家用電気工作物</td> </tr> <tr> <td>19 電気保安技術者</td> <td>○委託主任技術者の管理</td> </tr> <tr> <td>20 施工従事者</td> <td>○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以下の場合は、第一種電気工事士により施工する。</td> </tr> <tr> <td>21 電線、ケーブル</td> <td>●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。</td> </tr> <tr> <td>22 ポックス類</td> <td>●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣い部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地が必要なブルボックスには接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取り付け、電線はシリコン系コーキング材を充填する。</td> </tr> <tr> <td>23 P.F管</td> <td>●P.F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。</td> </tr> <tr> <td>24 プレート類</td> <td>○特記の無いプレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。</td> </tr> <tr> <td>25 表示</td> <td>●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには印字テープ等で用途名を表示する。</td> </tr> <tr> <td>26 再使用機器</td> <td>●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。</td> </tr> <tr> <td>27 塗装を行う</td> <td>○屋外 ○屋内(○画面で指定する部分 ○機械室、E.P.S以外の全ての部分)</td> </tr> <tr> <td>28 金属製露出管路</td> <td>●全て塗装しない</td> </tr> <tr> <td>29 電力量計</td> <td>●検定付きとする</td> </tr> <tr> <td>30 配管、配線など</td> <td>●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。</td> </tr> <tr> <td>31 呼び線</td> <td>●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)</td> </tr> <tr> <td>32 埋設配管調査</td> <td></td> </tr> </tbody></table>				章	項目	特記事項	般	1 機材	●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。	2 監督員事務所	○別途工事にて設ける ○設ける ○設けない	3 工事用電力、給水、その他	○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。	4 官庁手続き	●官署への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に	5 本設電気の基本料金	●含まれていない ○含まれている	6 施工調査	○改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。	7 工事用仮設物等	構内に設けることが ○できる ○できない	8 足場、さん橋類	●契約の関係請負者が定置したもののは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。	9 発生材の処理	○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種)	10 再資源の利用	引き渡しをするもの ○あり ○なし	11 残土処分	特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし	12 工事写真	再資源化を図るもの ○あり ○なし	13 引き渡し関係書類及び付属品	再資源の利用を行ふもの ○あり ○なし	14 提出書類の様式	○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入	15 耐震処理	●別途指示する。	共通	●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階床以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階床以上	地階及び1階	標準震度	2.0	1.5	1.5	16 V.O.C測定	●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。	17 電気工作物	○本工事にて行う() ○別途工事にて行う	18 電気管理体制	●自家用電気工作物	19 電気保安技術者	○委託主任技術者の管理	20 施工従事者	○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以下の場合は、第一種電気工事士により施工する。	21 電線、ケーブル	●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。	22 ポックス類	●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣い部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地が必要なブルボックスには接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取り付け、電線はシリコン系コーキング材を充填する。	23 P.F管	●P.F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。	24 プレート類	○特記の無いプレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。	25 表示	●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには印字テープ等で用途名を表示する。	26 再使用機器	●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。	27 塗装を行う	○屋外 ○屋内(○画面で指定する部分 ○機械室、E.P.S以外の全ての部分)	28 金属製露出管路	●全て塗装しない	29 電力量計	●検定付きとする	30 配管、配線など	●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。	31 呼び線	●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)	32 埋設配管調査	
建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考																																																																																													
大磯町立大磯中学校	R C	地上3階建て		7項																																																																																														
章	項目	特記事項																																																																																																
般	1 機材	●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。																																																																																																
	2 監督員事務所	○別途工事にて設ける ○設ける ○設けない																																																																																																
	3 工事用電力、給水、その他	○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。																																																																																																
	4 官庁手続き	●官署への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に																																																																																																
	5 本設電気の基本料金	●含まれていない ○含まれている																																																																																																
	6 施工調査	○改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。																																																																																																
	7 工事用仮設物等	構内に設けることが ○できる ○できない																																																																																																
	8 足場、さん橋類	●契約の関係請負者が定置したもののは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。																																																																																																
	9 発生材の処理	○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種)																																																																																																
	10 再資源の利用	引き渡しをするもの ○あり ○なし																																																																																																
	11 残土処分	特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし																																																																																																
	12 工事写真	再資源化を図るもの ○あり ○なし																																																																																																
	13 引き渡し関係書類及び付属品	再資源の利用を行ふもの ○あり ○なし																																																																																																
	14 提出書類の様式	○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入																																																																																																
	15 耐震処理	●別途指示する。																																																																																																
共通	●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階床以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階床以上	地階及び1階	標準震度	2.0	1.5	1.5																																																																																								
	設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階床以上	地階及び1階																																																																																														
	標準震度	2.0	1.5	1.5																																																																																														
	16 V.O.C測定	●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。																																																																																																
	17 電気工作物	○本工事にて行う() ○別途工事にて行う																																																																																																
	18 電気管理体制	●自家用電気工作物																																																																																																
	19 電気保安技術者	○委託主任技術者の管理																																																																																																
	20 施工従事者	○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以下の場合は、第一種電気工事士により施工する。																																																																																																
	21 電線、ケーブル	●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。																																																																																																
	22 ポックス類	●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣い部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地が必要なブルボックスには接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取り付け、電線はシリコン系コーキング材を充填する。																																																																																																
	23 P.F管	●P.F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。																																																																																																
	24 プレート類	○特記の無いプレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。																																																																																																
	25 表示	●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには印字テープ等で用途名を表示する。																																																																																																
	26 再使用機器	●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。																																																																																																
	27 塗装を行う	○屋外 ○屋内(○画面で指定する部分 ○機械室、E.P.S以外の全ての部分)																																																																																																
	28 金属製露出管路	●全て塗装しない																																																																																																
29 電力量計	●検定付きとする																																																																																																	
30 配管、配線など	●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。																																																																																																	
31 呼び線	●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)																																																																																																	
32 埋設配管調査																																																																																																		

大磯中学校特別教室等空調設備整備工事

固有番号	電気設備特記仕様書	日付	回収番号
規格	NS	実測	検査

改修後

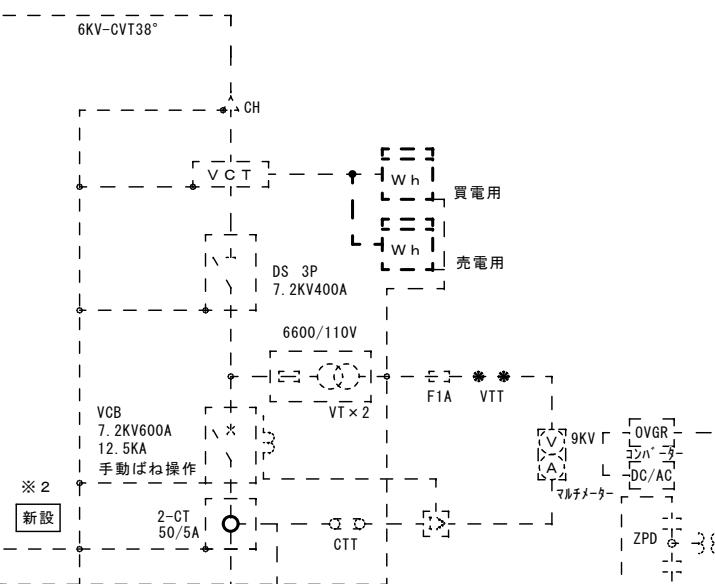


受変電設備単線結線図

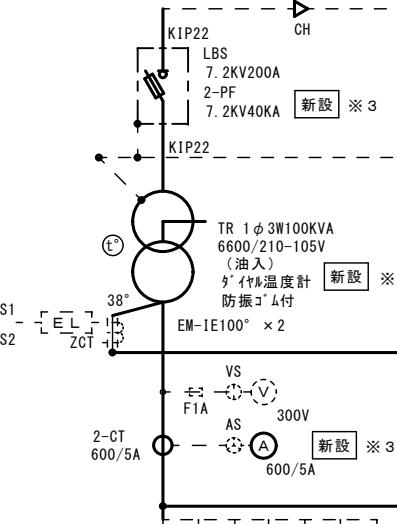
幹線番号	名称	容量 kVA	配線サイズ	開閉器容量 AF/AT
L1	1号館 A	40.3	CVT100°	MCCB3P 225/200
L2	2号館 A	24.2	CVT60°	MCCB3P 225/150
L3	3号館 A	36.9	CVT100°	MCCB3P 225/200
L4	部室機器用			MCCB3P 100/100
L5	予備			MCCB3P 100/100
L6	浄化槽	0.6	CV5.5°-2C	MCCB2P 50/30
L7	変電所電灯	0.2	CV3.5°-2C	MCCB2P 50/20

(4)
低圧電灯盤

② 低圧動力盤
③ 低圧電灯盤

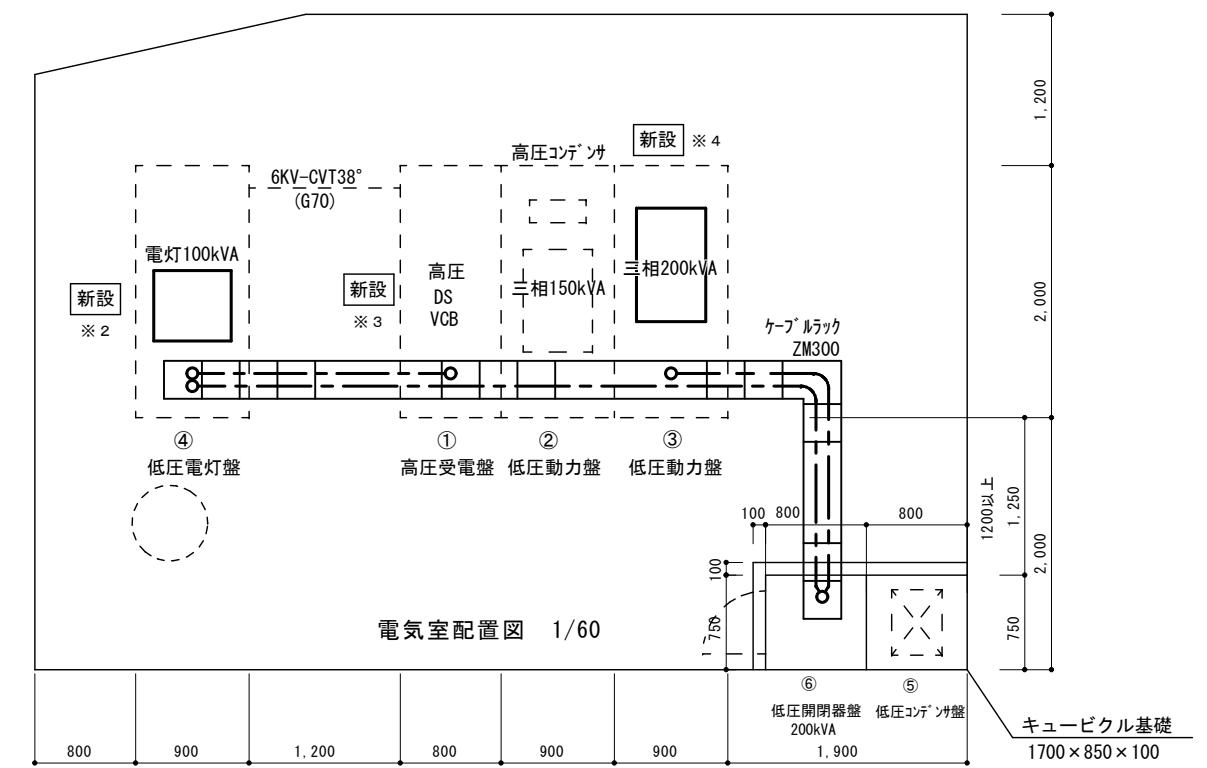


別置き



幹線番号	名称	容量 kVA	配線サイズ	開閉器容量 AF/AT
P1	1号館 照明	10.5	MCCB3P	100/75
P2	2号館 照明	16.25	MCCB3P	100/75
P3	3号館 照明	18.56	MCCB3P	100/75
P4	1号機IT室		MCCB3P	100/100
P5	4号機IT室	17.4	MCCB3P	50/50
P6	5号機IT室	2.32	MCCB3P	50/50
P7	6号機IT室		MCCB3P	50/20
P8	殺虫器 A		MCCB3P	50/20
P9	殺虫器 A		MCCB3P	50/20
P10	散水ポンプ		MCCB3P	100/100
P11	操作回路		MCCB2P	50/20
P11	消火栓盤	15	FP30°-3C	MCCB3P 100/100

③ 低圧動力盤
④ 低圧電灯盤



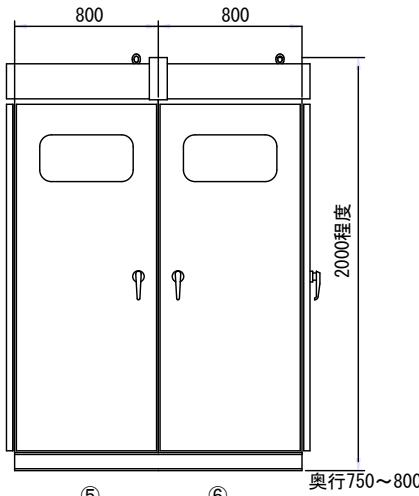
電気室配置図 1/60

幹線番号	名称	容量 kVA	配線サイズ	開閉器容量 AF/AT
P1	3号館動力	48.7	CVT100°	MCCB3P 400/300
P2	2号機IT室	18.7	CVT22°	MCCB3P 100/100
P3	淨水機室動力		CVT14°	MCCB3P 50/50
P4	ミネラルウォーター		CVT38°	MCCB3P 225/125
P5	空調用		CVT100°	MCCB3P 400/300

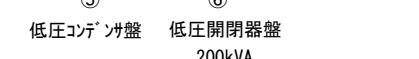
⑤ 低圧電灯盤
⑥ 低圧動力盤



⑤ 低圧コントロール盤



正面図

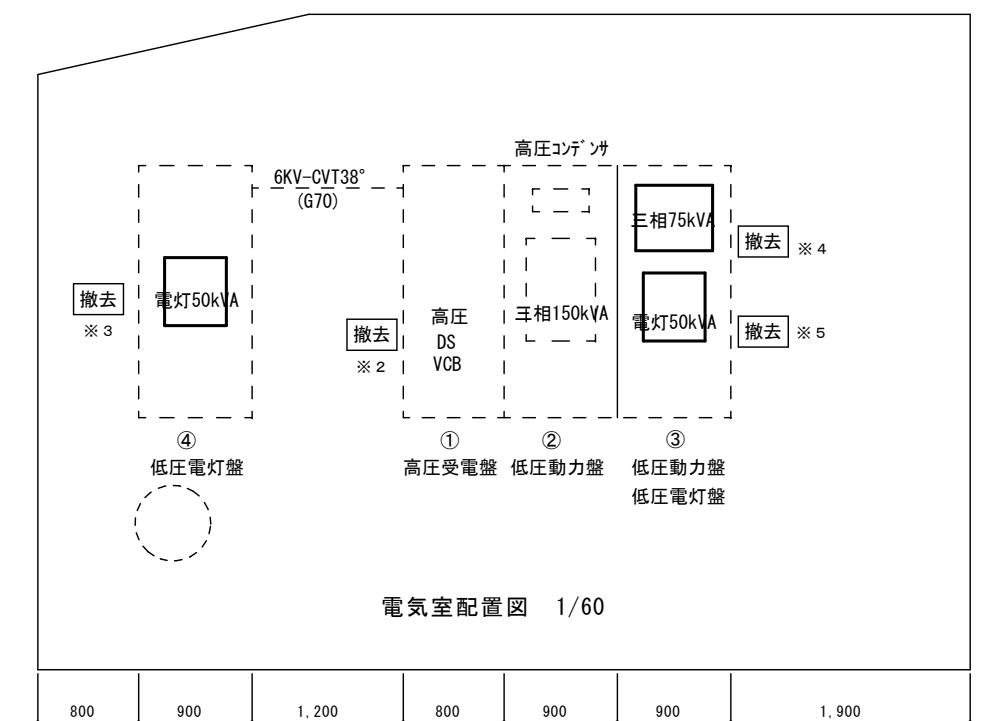
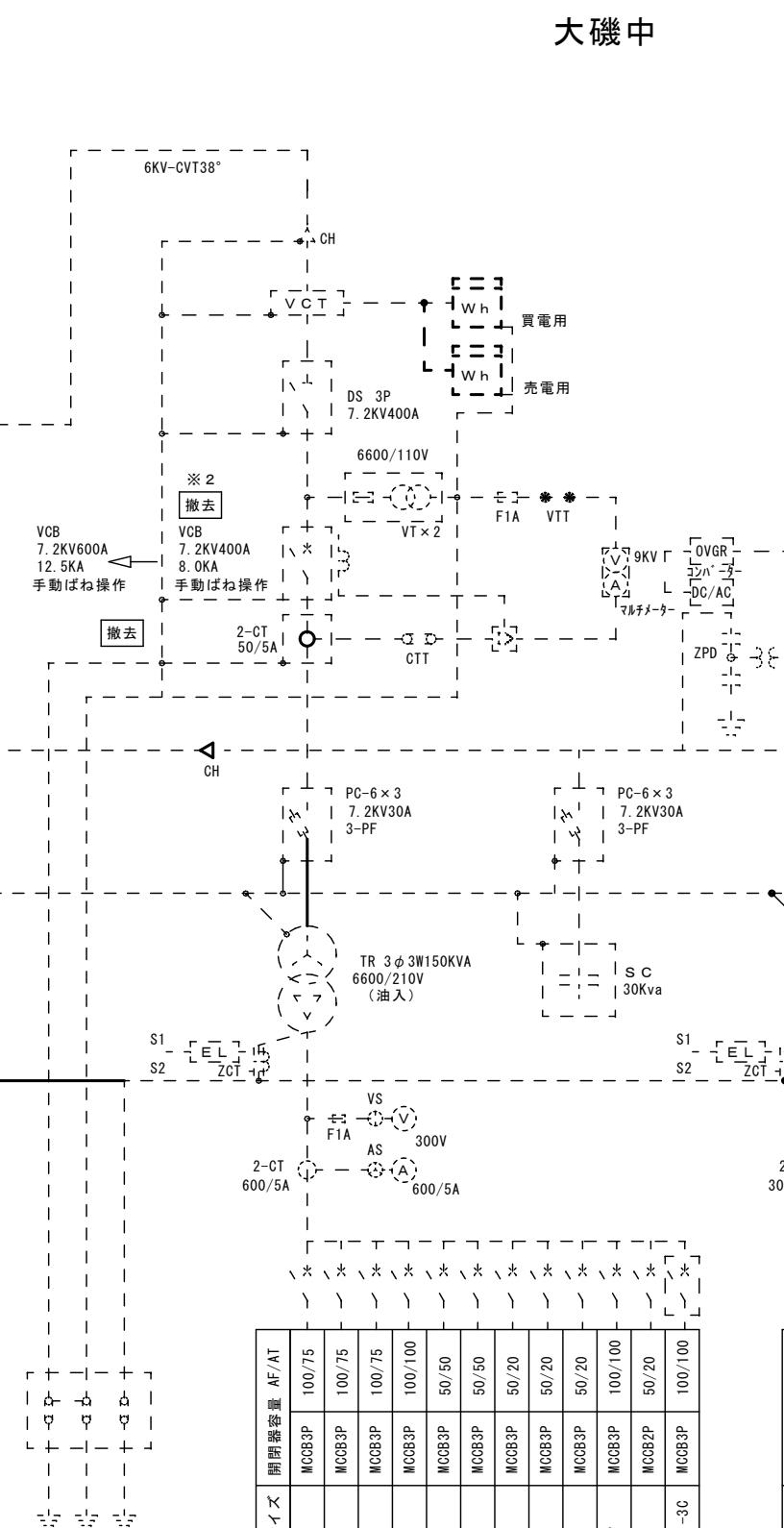
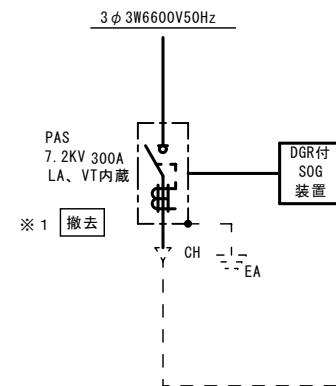


奥行き750~800

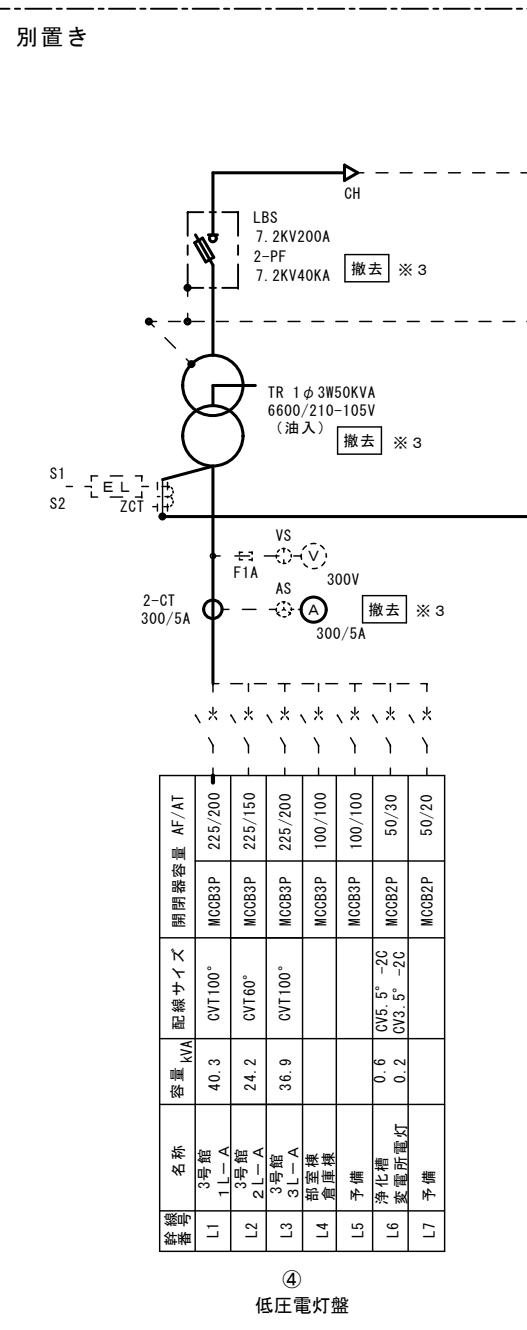
⑥ 低圧コントロール盤

200kVA

改修前



電気室配置図 1/60



受変電設備単線結線図

大磯中学校特別教室等空調設備整備工事

幹線番号	名称	容量 kVA	配線サイズ	開閉器容量 AF/AT
L1	3号館 1-L-A	40.3	CVT100°	MCCB3P 225/200
L2	3号館 2-L-A	24.2	CVT60°	MCCB3P 225/150
L3	3号館 3-L-A	36.9	CVT100°	MCCB3P 225/200
L4	部室 据置機			MCCB3P 100/100
L5	予備			MCCB3P 100/100
L6	淨化槽	0.6	CV5.5°-2C	MCCB2P 50/30
L7	変電所電灯	0.2	CV3.5°-2C	MCCB2P 50/20

④
低圧電灯盤

幹線番号	名称	容量 kVA	配線サイズ	開閉器容量 AF/AT
P1	1号館 照明	10.5	MCCB3P	100/75
P2	2号館 照明	16.25	MCCB3P	100/75
P3	3号館 照明	18.56	MCCB3P	100/75
P4	1号館IT機	17.4	MCCB3P	100/100
P5	4号館 照明	2.32	MCCB3P	50/50
P6	5号館 照明	2.32	MCCB3P	50/50
P7	6号館 照明	2.32	MCCB3P	50/50
P8	殺虫器 A		MCCB3P	50/20
P9	殺虫器 A		MCCB3P	50/20
P10	散水ポンプ	7.5	CVT14°	MCCB3P 100/100
P11	操作回路			MCCB2P 50/20
P11	消火栓盤	15	FP30°-3C	MCCB3P 100/100

③
低圧動力盤

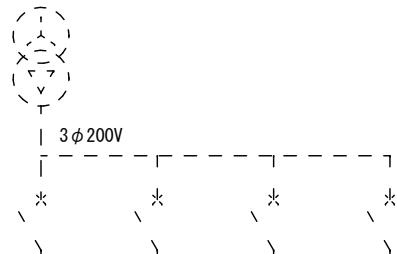
凡例		
記号	機器名	参考
PAS	気中負荷開閉器	
CH	ケーブルヘッド	
DS	断路器	
VCB	高圧真空遮断器	
VCT	電力需給用計器用変換器	
VT	計器用変圧器	
CT	変流器	
OCR	過電流遮断器	
TR	変圧器	
SR	直列リアクトル	
SC	進相コンデンサ	
LBS	高圧負荷開閉器	
V	電圧計	
A	電流計	
DA	最大需要電流計	
W	電力計	
Wh	積算電力量計	
COSθ	力率形	
Var	無効電力計	
PF	高圧限流ヒューズ	
EL	低圧地絡絶電器	
t°	ダイヤル温度計	
ZPD	零相電圧検出器	
OVGR	地絡過電圧遮断器	

凡例		
-----	既設 対象外機器類を示す。	

撤去項目

- ※1 屋外高圧気中開閉器 撤去
- ※2 高圧受電盤 既設電流計等撤去
- ※3 単相変圧器50kVA・電線及び関連機器類撤去
- ※4 三相変圧器75kVA・電線及び関連機器類撤去
- ※5 単相変圧器50kVA・電線及び関連機器類撤去

受変電設備



NO	P1	P2	P3	
開閉器	MCCB 3P 225/150AT	MCCB 3P 225/125AT	MCCB 3P 100/100AT	
記号	P-1	P-2	P-3	
名称	空調盤	空調盤	空調盤	
消費電力 (冷房) kW	12.66	15.48	14.49	
消費電力 (暖房) kW	12.92	14.79	14.95	
ケーブル 接地線	EM-CET100° E8° × 2	EM-CET60° E8° × 2	EM-CET60° E8° × 2	
配管	(FEP65) (G70) (F2WP76)	(FEP50) (G54) (F2WP63)	(FEP50) (G54) (F2WP63)	
摘要	計 42.63 kW 42.66 kW			

P-1 自立型									
NO	開閉器	記号	名称	消費電力 (冷房) kW	消費電力 (暖房) kW	ケーブル	接地線	露出配管	接続材
P11	ELCB 3P50/30AT	PAC-1	会議室空調機	2.6	2.6	EM-CET22°	E5.5°	(G42)	(F2WP50)
P12	ELCB 3P50/20AT	PAC-2	印刷室空調機	0.85	0.91	EM-CE8°	-3C	E5.5°	(G28)
P13	ELCB 3P50/30AT	PAC-3	調理室空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P14	ELCB 3P50/30AT	PAC-4	被服室空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P15	ELCB 3P50/20AT	PAC-5	柔道場空調機	3.63	3.36	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)

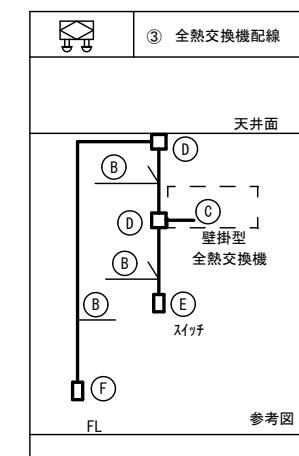
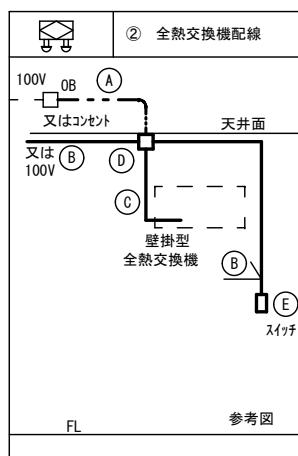
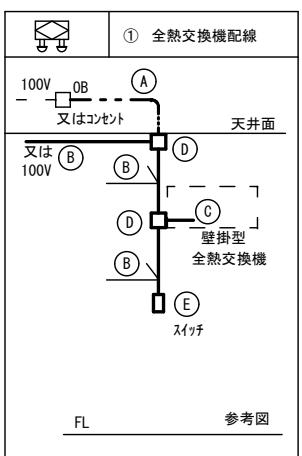
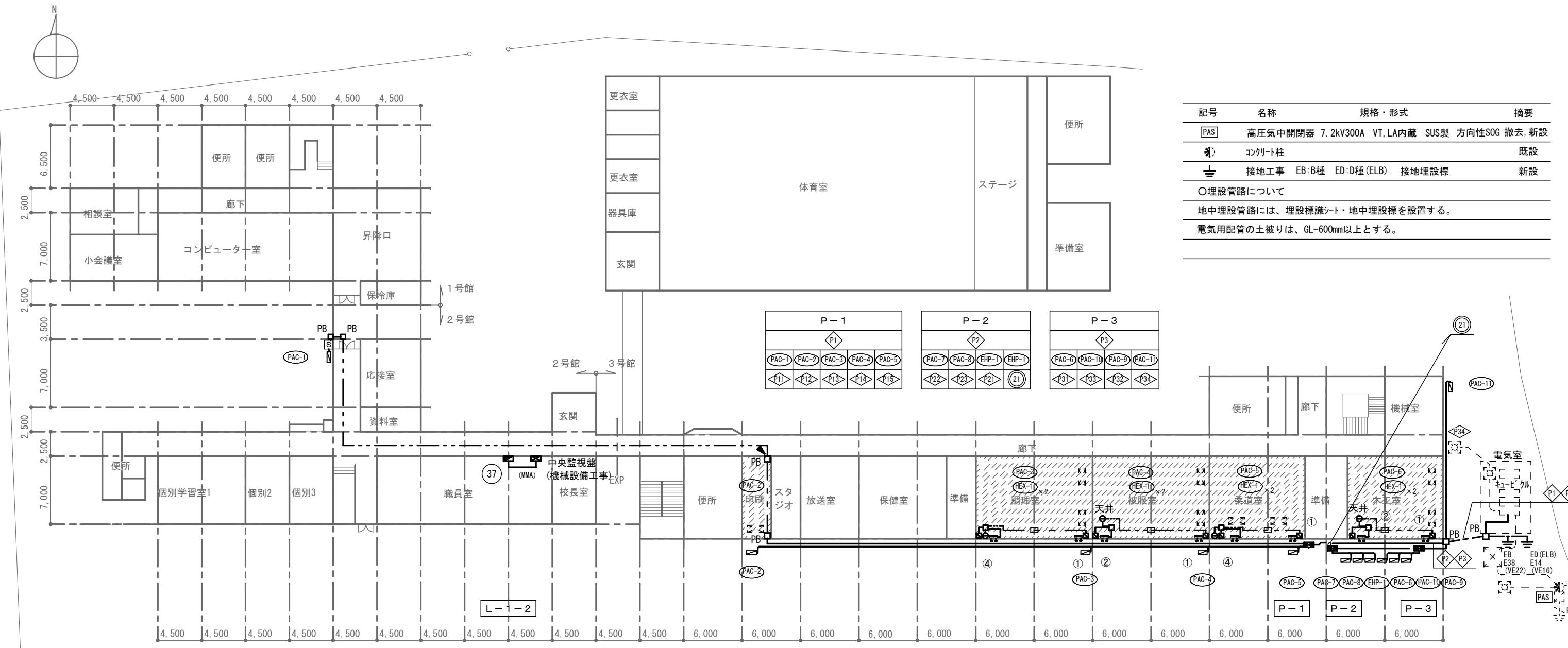
P-2 自立型									
NO	開閉器	記号	名称	消費電力 (冷房) kW	消費電力 (暖房) kW	ケーブル	接地線	露出配管	接続材
P21	ELCB 3P50/50AT	EHP-1	図書室系統 空調機	7.67	7.18	EM-CET14°	E5.5°	(G36)	(F2WP38)
P22	ELCB 3P50/30AT	PAC-7	アトリエ空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P23	ELCB 3P50/30AT	PAC-8	美術室空調機	3.63	3.36	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
21	ELCB 2P50/20AT	EHP-1	図書室系統室内機	0.46	0.46	EM-EF2.0-3C		(G22)	(F2WP24)

P-3 自立型									
NO	開閉器	記号	名称	消費電力 (冷房) kW	消費電力 (暖房) kW	ケーブル	接地線	露出配管	接続材
P31	ELCB 3P50/30AT	PAC-6	木工室空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P32	ELCB 3P50/30AT	PAC-9	第3 理科室空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P33	ELCB 3P50/30AT	PAC-10	第2 理科室空調機	4.18	4.25	EM-CE5.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)
P34	ELCB 3P50/20AT	PAC-11	理科準備室空調機	1.95	2.2	EM-CE3.5°	-4C	(G28)	(F2WP30)

注記（各盤共通）

- 図中記号は、下記による。
- 回路盤号 AC-3φ 2W-200Vを示す。
- 回路盤号 AC-3φ 3W-200Vを示す。
- 特記なき分電盤は、屋外防水形スイッチ製とする。
- 分電盤の塗装は、指定色とする。
- 凡例
 - ×— 配線用ブレーカー
 - ×— 漏電ブレーカー
- ELB回路がある分電盤は、専用接地座を取付る。
- 破線は受変電設備別図参照。

大磯中学校

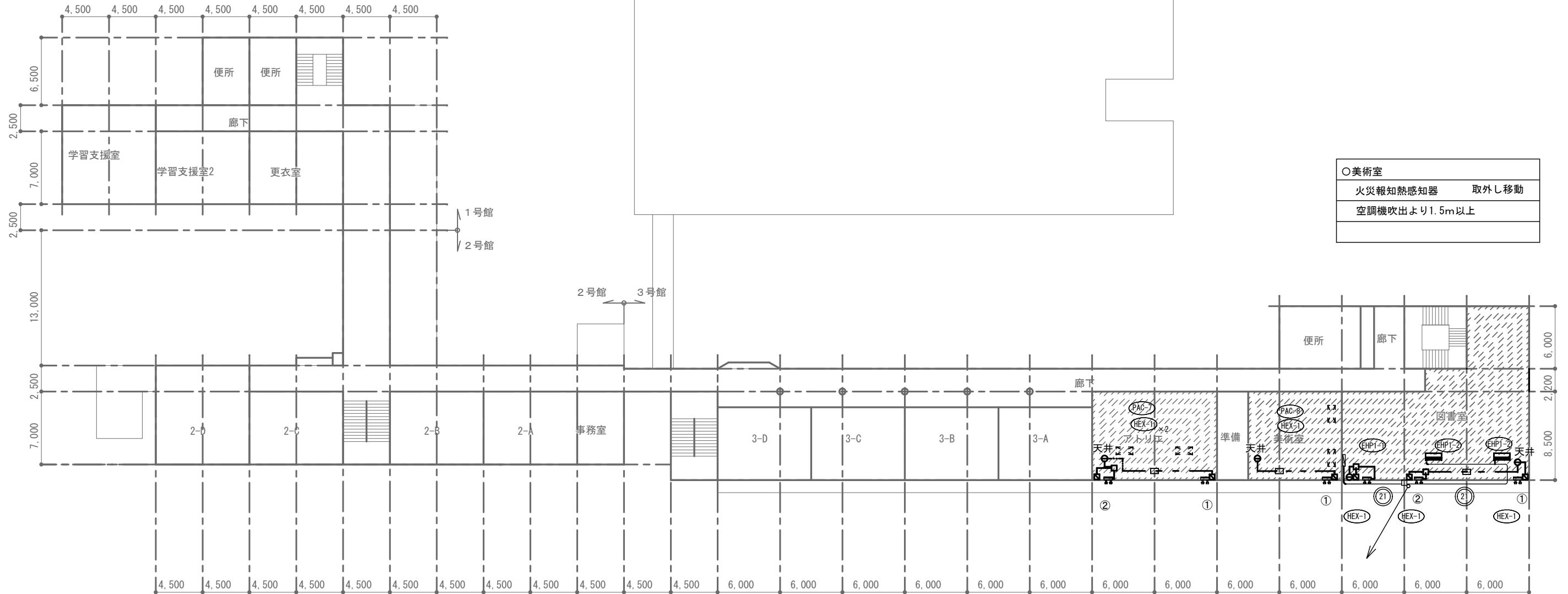
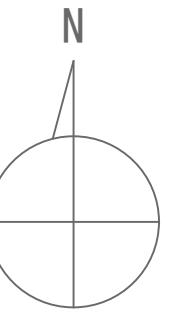


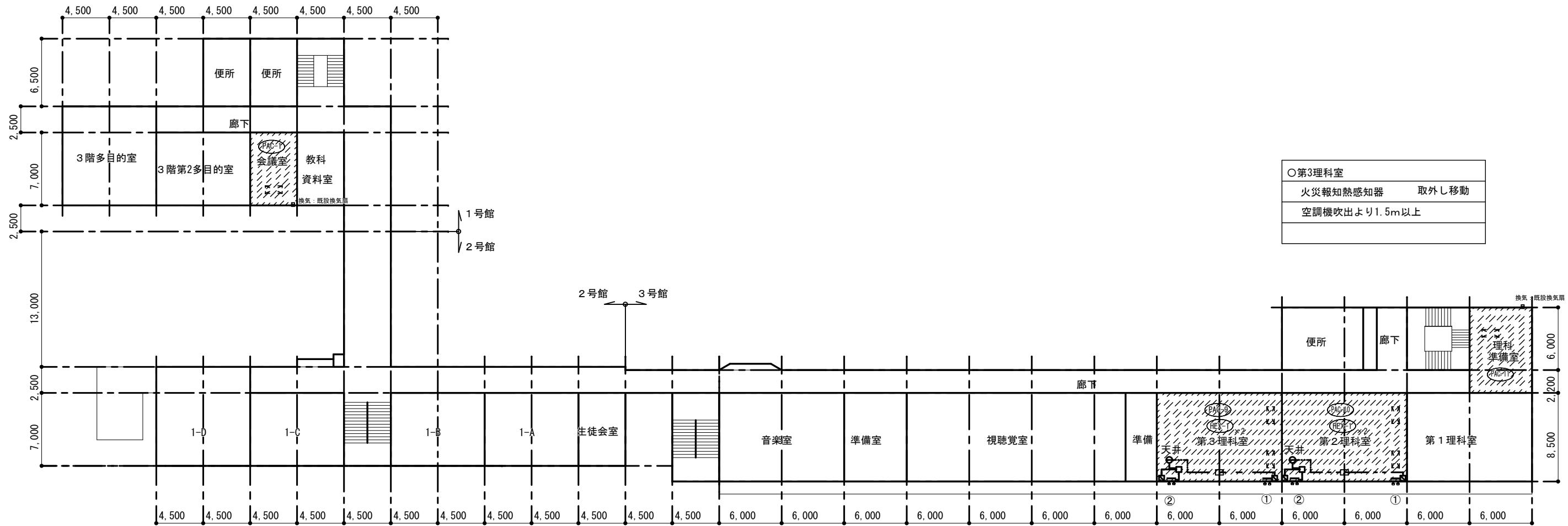
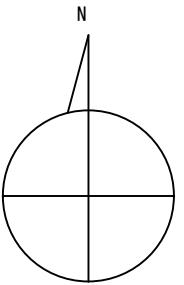
凡例

記号	名称	規格・形式
(A)	EEF1.6-3C(天井内)	
(B)	EEF1.6-3C(MMA)	マルモーリA型
(C)	CE1.25°-3C(MMA)	マルモーリA型
(D)	□ コーナージャンクションボックス	
(E)	□ 全熱交換機スイッチ(1個用スイッチボックス)	
(F)	○ 既設コンセント撤去 壁	
	新設コンセント2P15A×2(1個用スイッチボックス)	
	既設コンセント撤去 天井 新設コンセント2P15A抜止×1	

凡例

記号	名称	規格・形式
■	電灯分電盤	
■	動力分電盤	
□ PB	ブルボックス 屋外設置(ステンレス防水形)	
▼	はつり補修	
□ S	手元開閉器盤 MCCB 3P50/NT 屋外防水形SUS	
—	露出配管配線	
— — —	地中埋設配管配線	
— — —	天井隠蔽配線 二重天井内配線は、ケーブル工事とする。	
— — —	ケーブル露出部分はメタル又は鋼管で保護する。	
(EHP系統)	屋内機配線はEM-EEF1.6-30冷媒共巻とする。	
△	エスペリジョン部分は保護管アリを使用する。	
	室外機配線は分電盤結線図を参照	





大磯町立大磯中学校空調改修工事

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 神奈川県大磯町東小磯261番地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
大磯小学校	R C	地上3階	5,885m ²	7項	

(備考中の特定の施設、一般的の施設とは震災安全性の分類を示す。)

3. 工事種目(●印の付いたものを適用する)

工事種目		工事種別	
● 建築工事	大磯小学校		屋外
● 空気調和設備	一式		
● 換気設備	一式		
○ 排煙設備			
● 自動制御設備	一式		
○ 衛生器具設備			
○ 給水設備			
○ 排水設備			
○ 給湯設備			
○ 消火設備			
○ 腎房設備			
○ ガス設備			
○ 洗化槽設備			
○ 雨水利用設備			
○ 撤去工事			
○			

4. 指定部分 ●無 ○有 (部付:) 指定部分工期 平成 年月日

5. 設備概要(●印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要		
空調方式	●空冷ヒートポンプ方式		
主要熱源機器	○電気式 ○電子式 ○デジタル式		
自動制御方式	○高置タンク方式 ○受水槽+加圧ポンプ方式 ○水道直結方式		
給水方式	建物内の汚水と雑排水(○合流式 ○分流式) ポンプ排水 ○有(○汚物 ○雑排水 ○湧水) ○無		
排水方式	建物外放流先 (1)汚水 ○直放流水管 ○浄化槽 (2)雑排水 ○直放流水管 ○浄化槽		
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ○ガス系スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連絡送水管 ○不活性ガス消火設備(○)		

(6) 改修内容(改修工事のみ)

II. 工事仕様

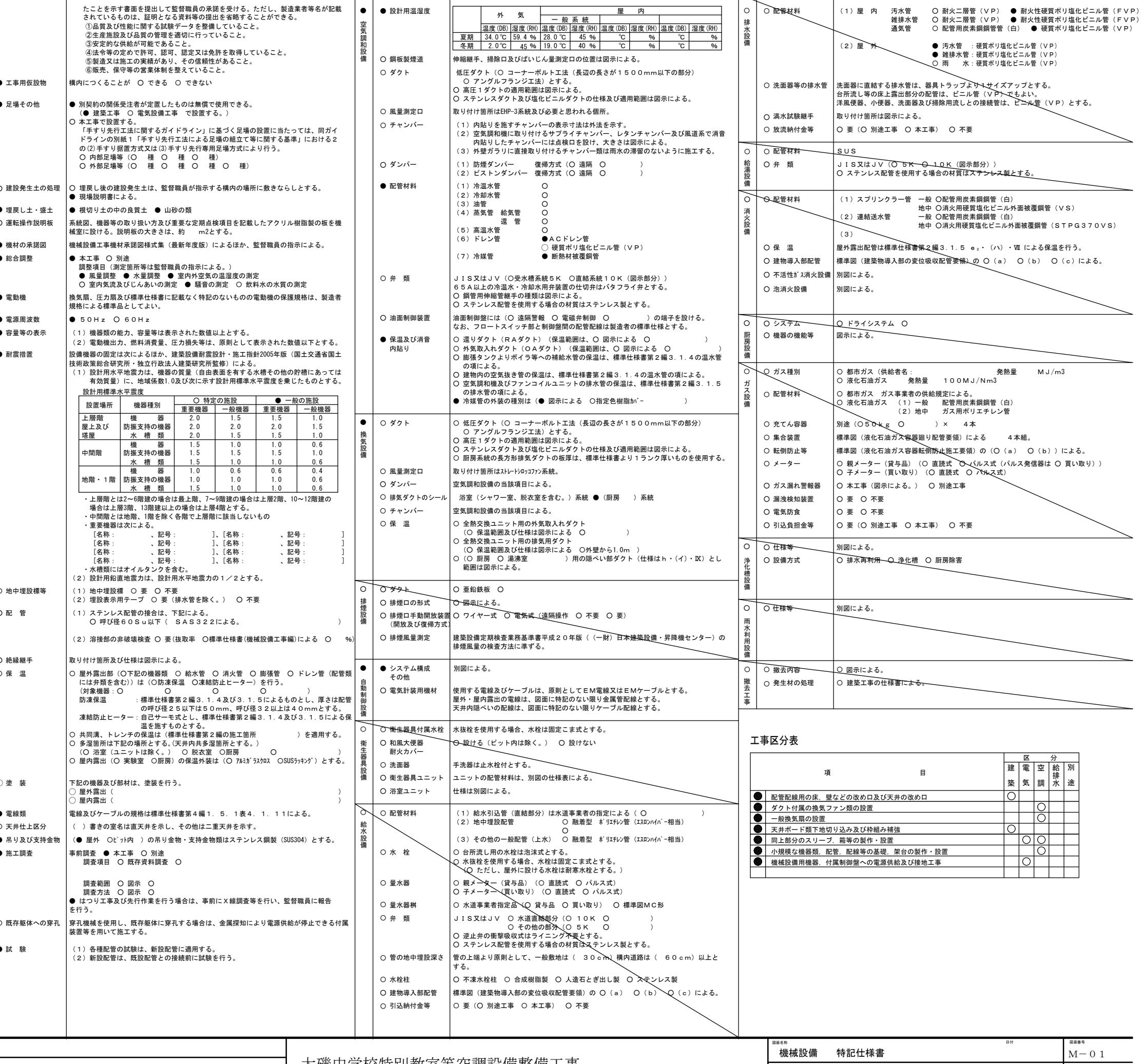
1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書 機械設備編(最新年度版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新年度版)(以下「標準図」という。)

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様
章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(V= m/s) 地盤粗度区分(O I O II O III O IV) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表(24)
	○環境への配慮	(1)建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、柾板構成材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシン等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2)設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1)本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2)別表-1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価され



大磯中学校特別教室等空調設備整備工事

機械設備	特記仕様書	日付	固有名
N/S		M-01	

空調機器表

機器番号	機器名称 (系統名)	型式	室外機								室内機								非常電源	インバーロック・運動	遠方		冷媒配管 ガス・液	防振装置 コンクリート基礎	(型番)参考 G: J'M S: アラジン P: ジムバット												
			設置階	台数	吸込空氣溫度	冷房能力	暖房能力	吸込空氣溫度	送風機 (下段 ラバカバー)	圧縮機	電源		起動方式	設置階	台数	吸込空氣溫度	冷房能力	暖房能力	送風機		電源	起動方式	相	電圧	外気量	加湿量	フィルタ										
											相	電圧	φ	V																							
EHP-1	図書室系統屋外機	マチマルチ空調機屋外機	屋外	1	25.0	JIS	28.0	JIS	0.26×2	6.61×1	3	200	直入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	22.2φ-9.5φ	200	S	参考型番(ダイン:RXTA280相当) 1100W*3600*1615H 165kg					
		(塩害仕様・アライグ'フィルタ付)						(消費電力:7.67kW)																													
EHP1-1	図書室1空調機	壁掛型屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	4.5	JIS	5.0	JIS	660	-	58	-	1	200	直入	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	12.7φ-6.4φ	-	-	参考型番(ダイン:FXYAA45AA相当) 1120W*247D*295H 16kg		
EHP1-2	図書室2空調機	天吊1方向屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	9.0	JIS	10.0	JIS	1,020	-	150	-	1	200	直入	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	-	G	参考型番(ダイン:FXYHA90AA相当) 1550W*690D*235H 40kg		
PAC-1	会議室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	10.0	JIS	11.2	JIS	0.11+0.11	1.79	3	200	直入	3	1	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	200	P	参考型番(ダイン:SSRH112C(N)相当) (ペア型) (塩害仕様) (消費電力:2.6kW)
PAC-2	印刷室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	3.6	JIS	4.0	JIS	0.05	0.59	3	200	直入	1	1	3.6	JIS	4.0	JIS	660	-	60	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	12.7φ-6.4φ	200	P	参考型番(ダイン:SSRH40C(N)T相当) (ペア型) (塩害仕様) (消費電力:0.90kW)
PAC-3	調理室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	1	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH112C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-4	被服室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	1	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH160C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-5	柔道場空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	12.5	JIS	14.0	JIS	0.11+0.11	2.36	3	200	直入	1	2	6.3	JIS	7.0	JIS	1,020	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH140C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:3.63kW)
PAC-6	木工室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	1	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH160C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-7	アトリエ空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	2	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH140C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-8	美術室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	12.5	JIS	14.0	JIS	0.11+0.11	2.36	3	200	直入	2	2	6.3	JIS	7.0	JIS	1,020	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH140C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:3.63kW)
PAC-9	第3理科室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	3	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH160C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-10	第2理科室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11+0.11	2.83	3	200	直入	3	2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番(ダイン:SSRH160C(N)D相当) (ツイン型) (塩害仕様) (消費電力:4.25kW)
PAC-11	理科準備室空調機	天吊1方向屋内機	屋外	1	7.1	JIS	8.0	JIS	0.084	1.29	3	200	直入	3	1	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	0.091	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.9φ-9.5φ	200	P	参考型番(ダイン:SSRH80C(N)T相当) (ペア型) (塩害仕様) (消費電力:2.2kW)
ITC-1	中央監視盤	インテリジェントコントローラー												職員室1																		参考型番(DCL401B1相当)					

※全ての空調屋内機はインテリジェントコントローラーに接続可能なアダプターを付属とする。

※EHP屋内機には1対1でワイヤードリモコン付とする。

※PACには屋外機台数1台に付き屋内機に1個のワイヤードリモコン付とする。

※屋外機には『転倒防止ワイヤー』を付属。

空調機は公共建築仕様とする

『空調機付属アクティブ・フィルター』の無い機器は、『別置きアクティブ・フィルター』付とする。

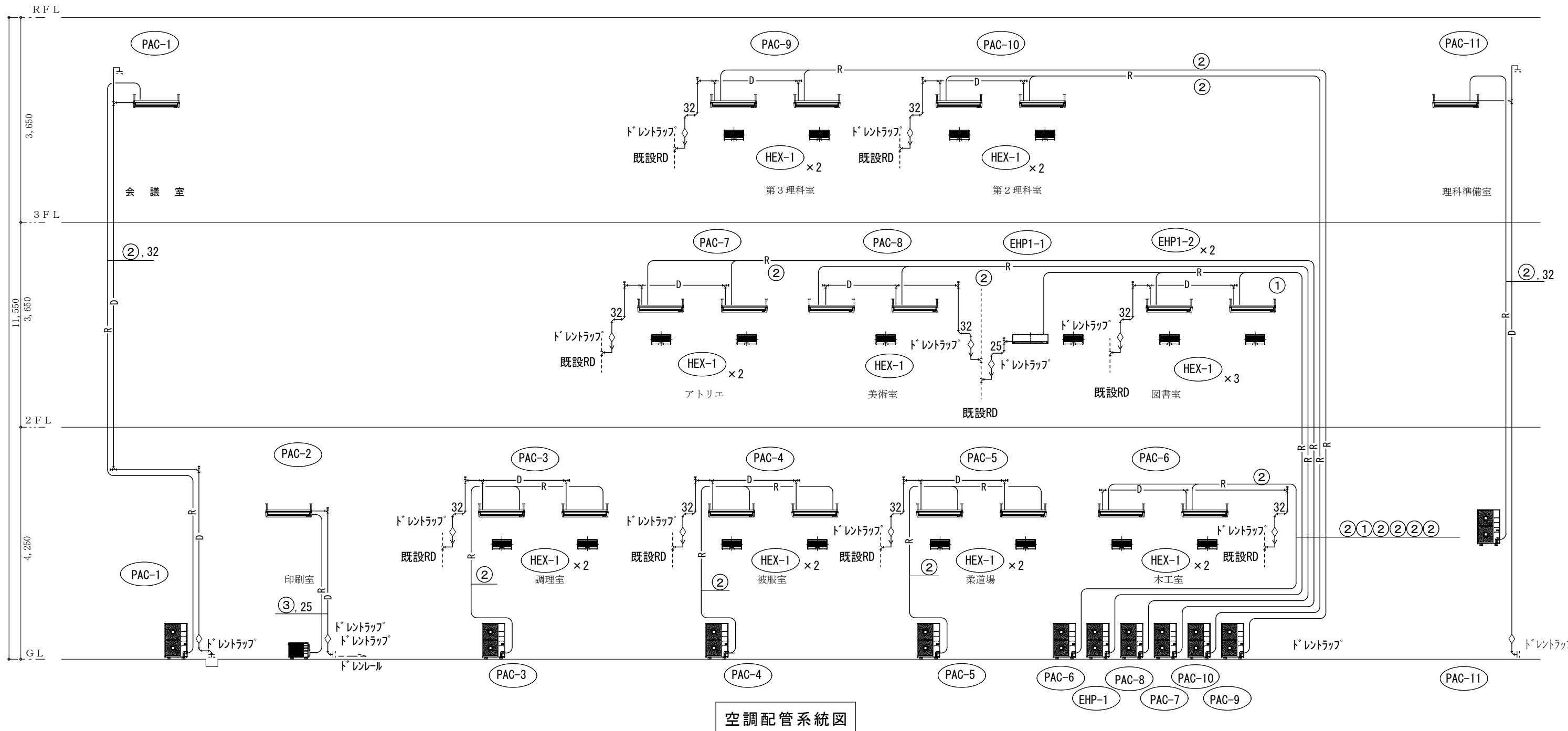
拍卖 招标

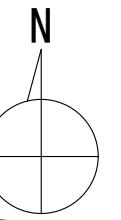
（電気工事へ支給）
Ⓐ ワイヤードリモコン
※HEXには1対1でワイヤードリモコン付とする

『空調機付属アクティブ フィルター』の無い機器は、『別置きアクティブ フィルター』付とする。

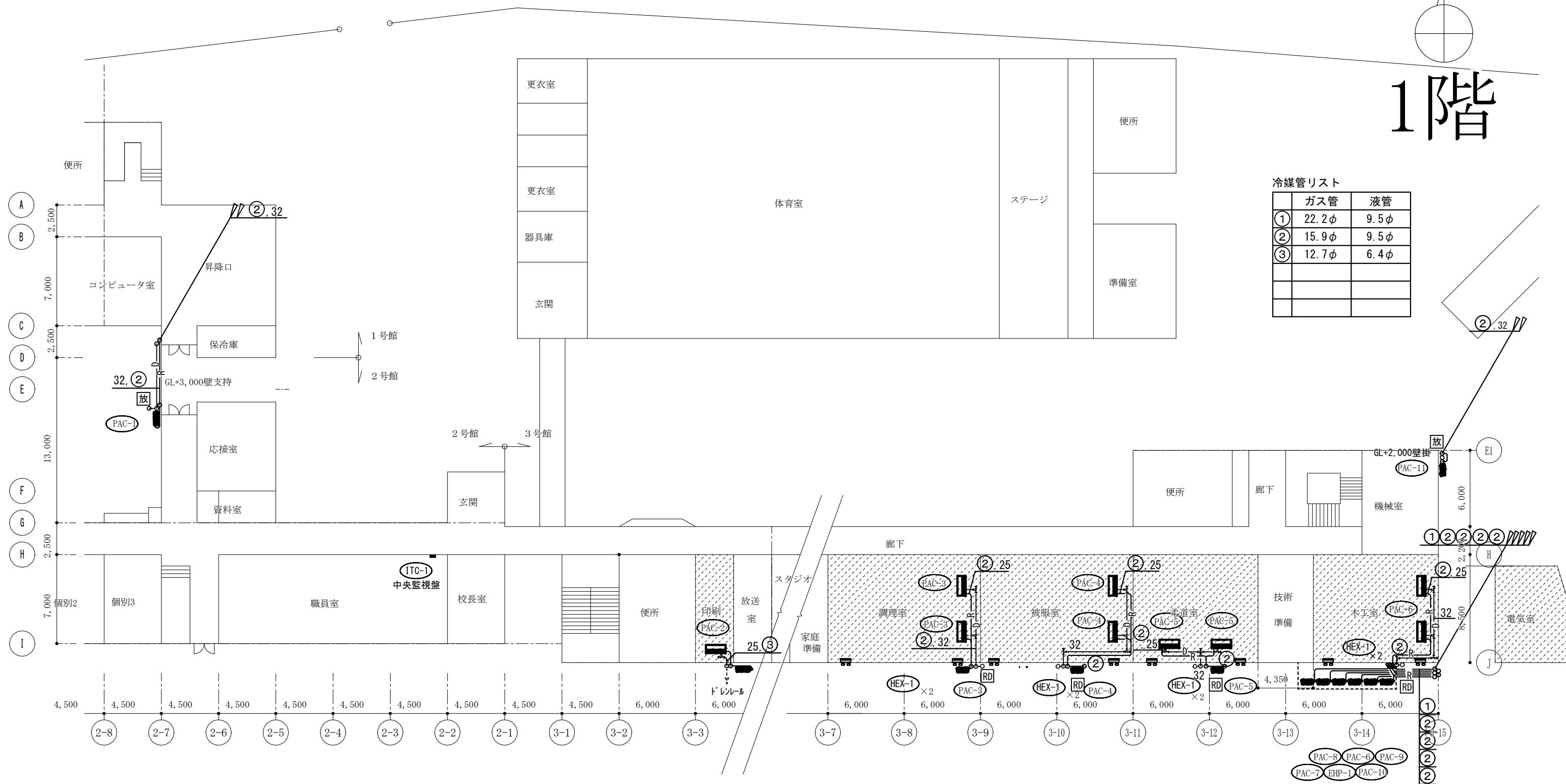
冷媒管リスト

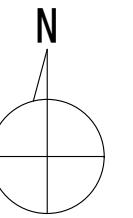
	ガス管	液管
①	22.2φ	9.5φ
②	15.9φ	9.5φ
③	12.7φ	6.4φ



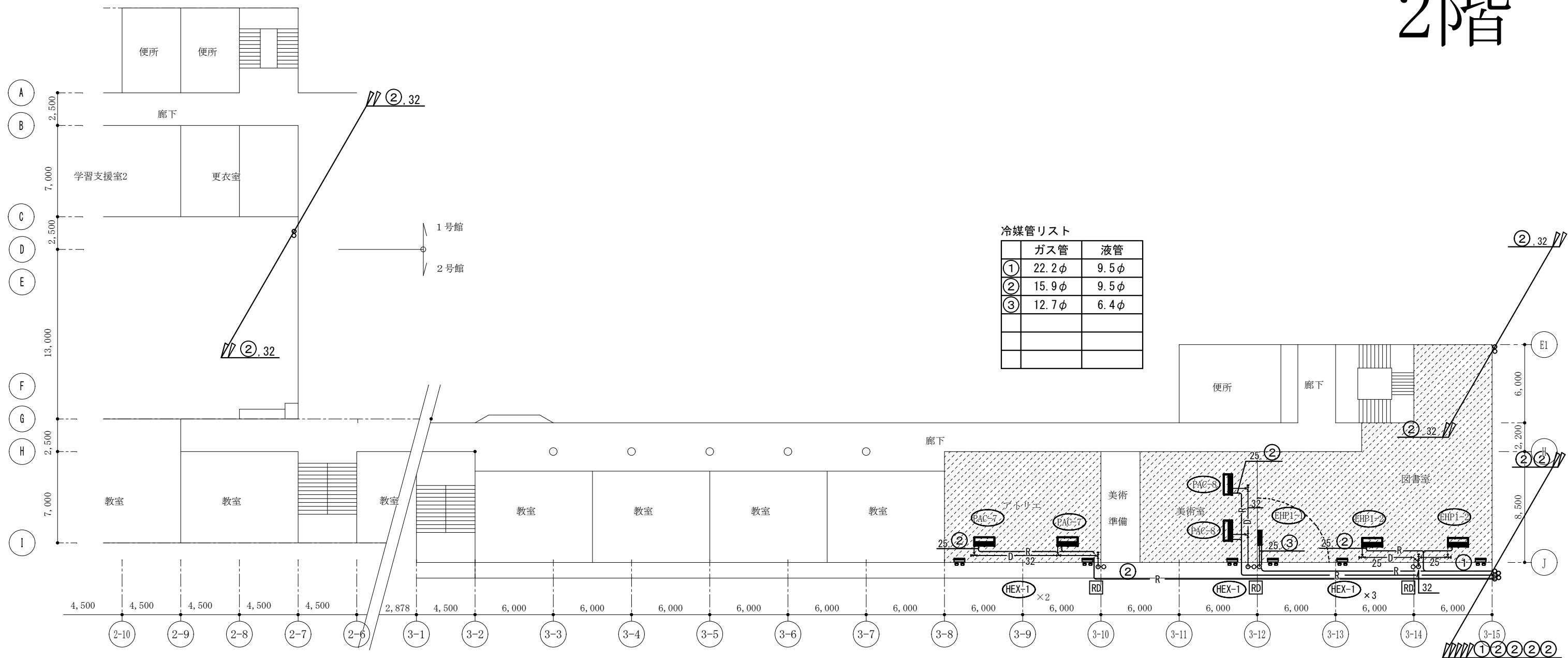


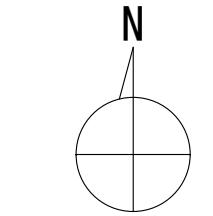
1階



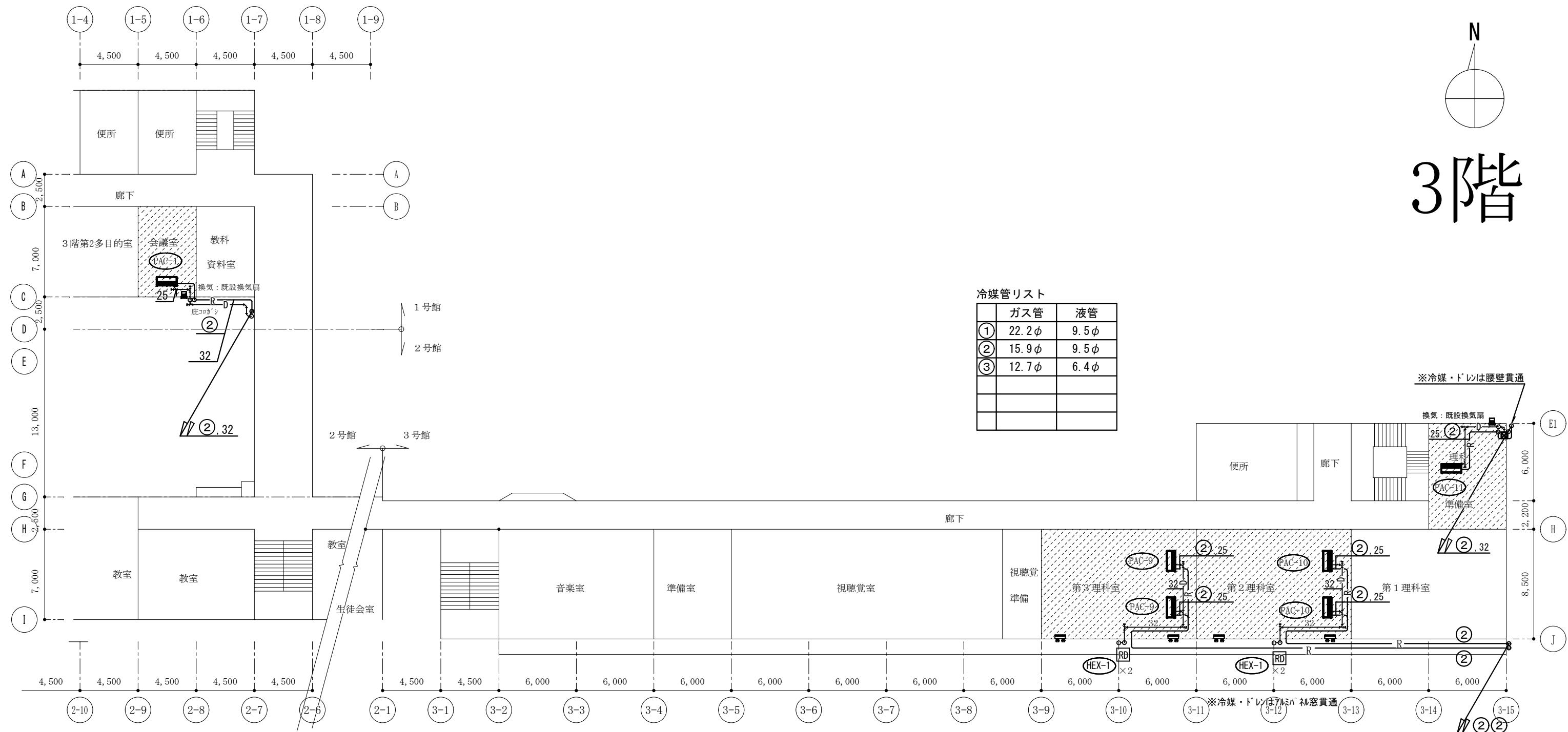


2階



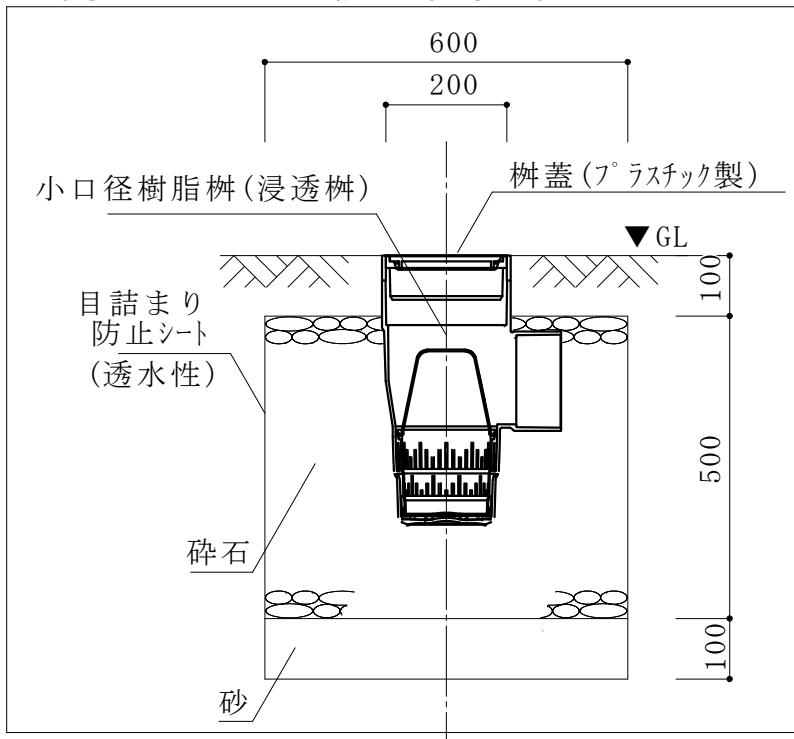


3階



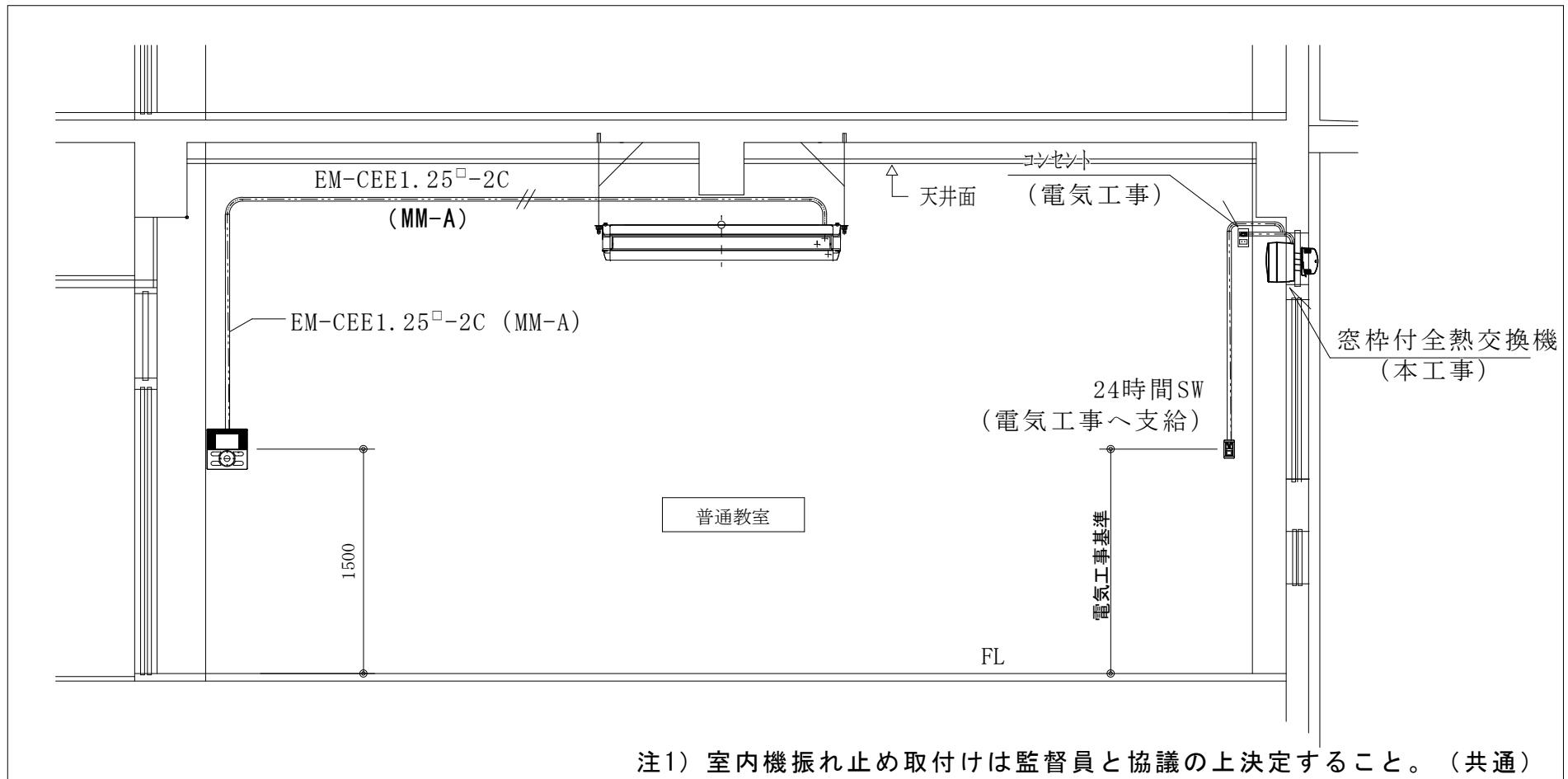
- ※ : 部は壁刈り部を示す。
- ※ : 部はドレン末端に【ドレントラップ】を設け【間接排水口】にて最寄100φルートドレンへ接続。
- ※ : 特記無き壁貫通部はアルミパ補窓貫通を示す。

空調ドレン用 浸透樹参考図 N.S.



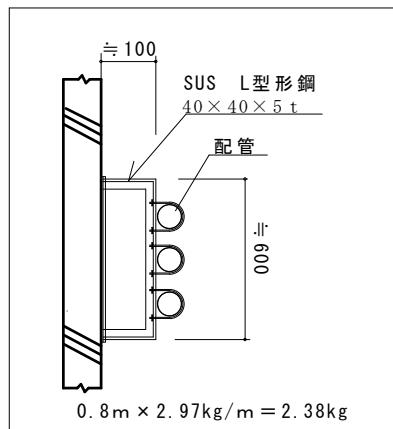
室内機リモコンSW取付要領図

※照明、梁等に近接する空調屋内機は天井から適宜空間を設け吊下げとし、
支障が無ければ天井面へ隙間なく吊下げ。

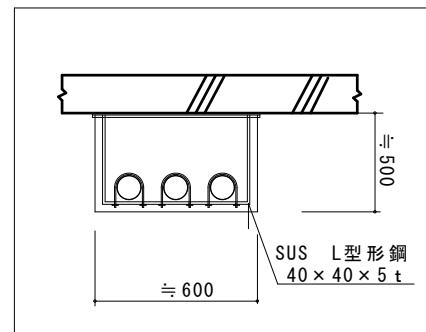


注1) 室内機振れ止め取付けは監督員と協議の上決定すること。 (共通)

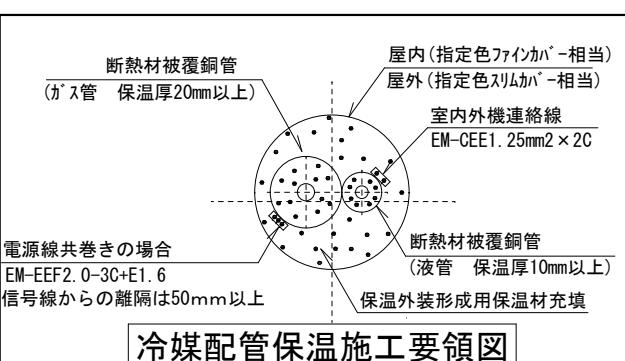
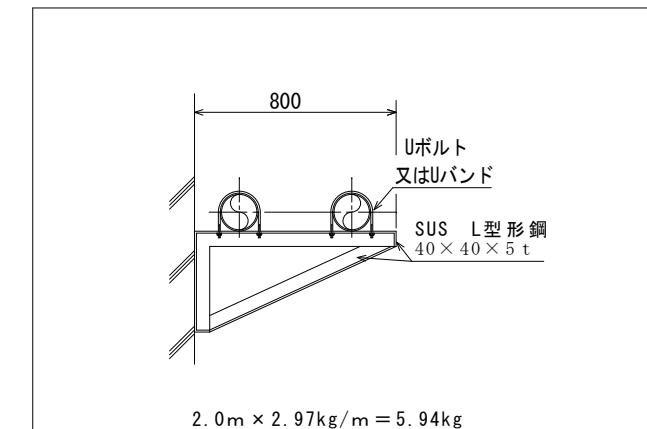
配管振れ止めサート (参考1)



配管振れ止めサート (参考2)



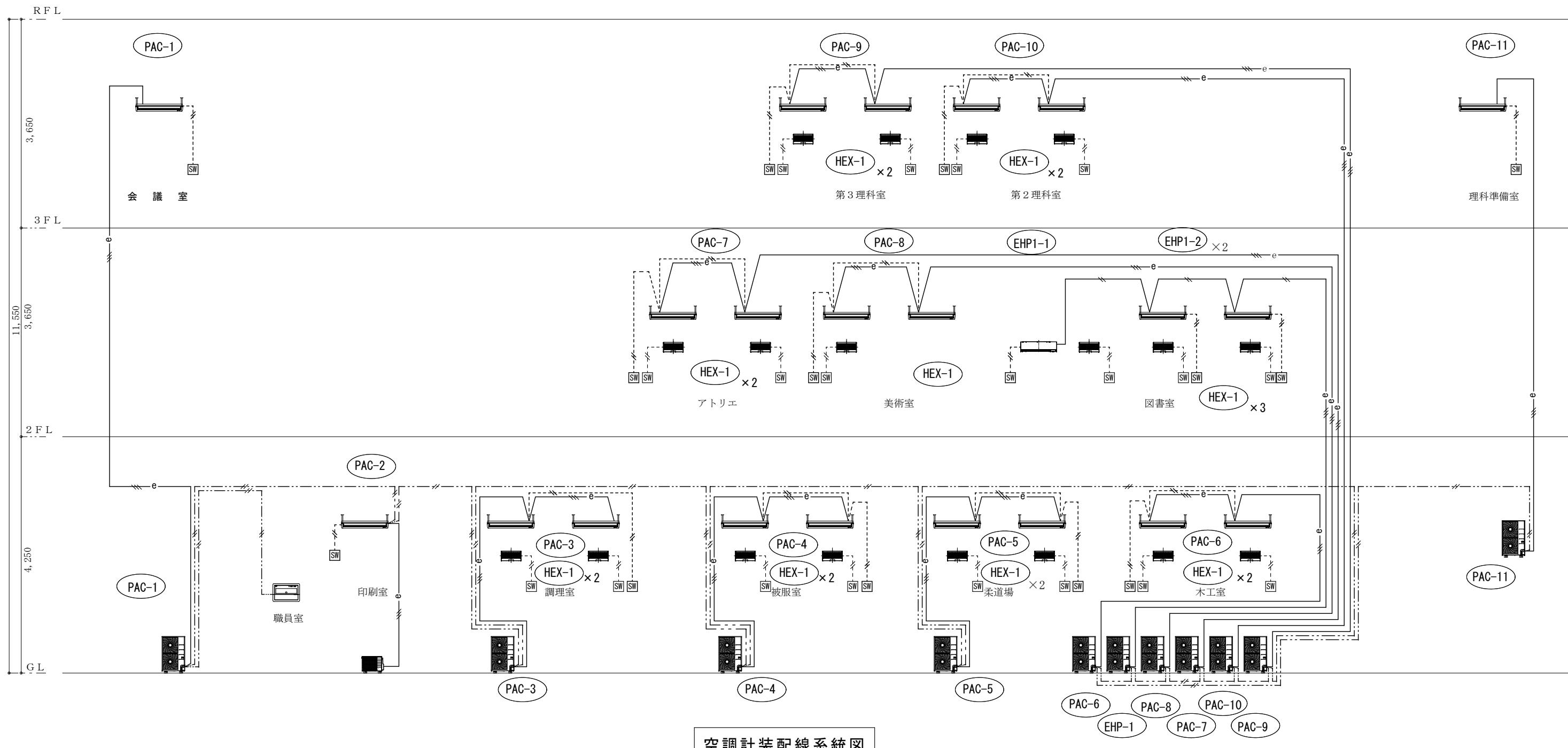
配管振れ止めサート (参考3)

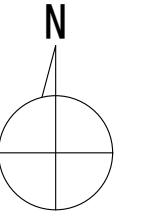


※EHPは屋内電源送り電気工事 (冷媒共巻き)
※PACは屋内電源送り本工事 (冷媒共巻き)

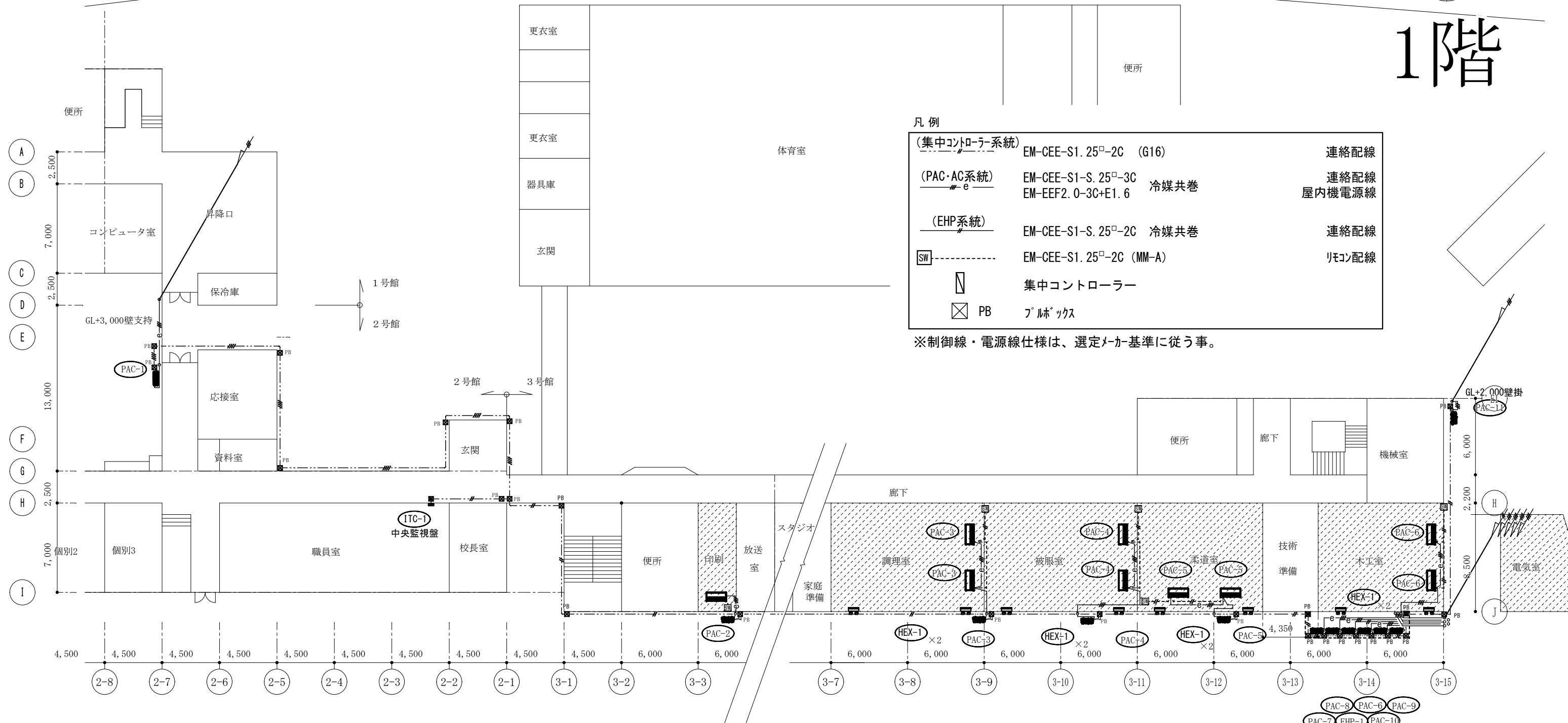
(集中コントローラー系統)	EM-CEE-S1.25□-2C (G16)	連絡配線
(PAC・AC系統)	EM-CEE-S1-S.25□-3C EM-EEF2.0-3C+E1.6	連絡配線 冷媒共巻
(EHP系統)	EM-CEE-S1-S.25□-2C 冷媒共巻	連絡配線
SW	EM-CEE-S1.25□-2C (MM-A)	空調機 リモコン配線 (本工事)
SW	EM-CEE-S1.25□-2C (MM-A)	全熱交換器 リモコン配線 (電気工事)
	集中コントローラー	
☒ PB	プルボックス	

※制御線・電源線仕様は、選定メカ基準に従う事。





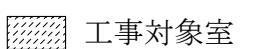
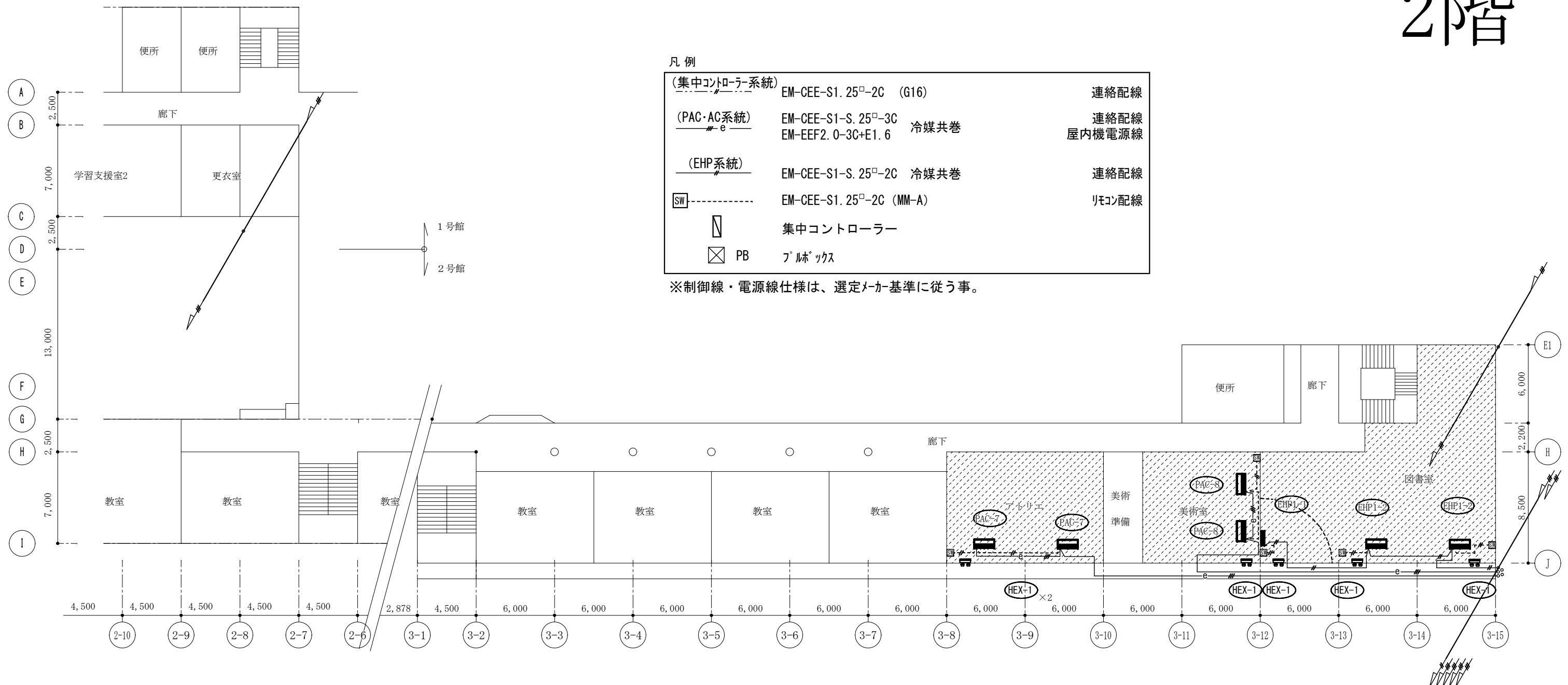
1 階自



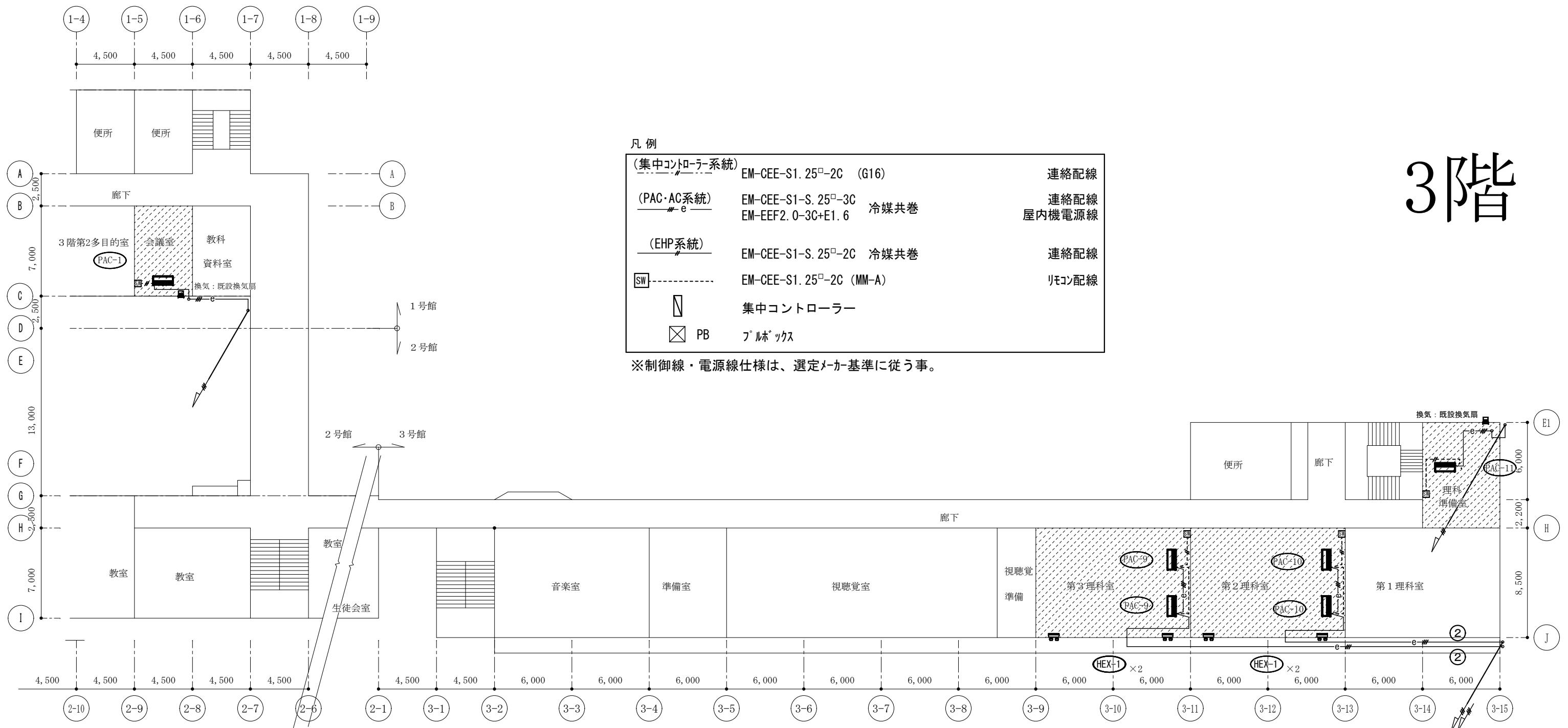
工事対象室

A compass rose with a vertical line pointing upwards labeled 'N'.

2階階



3階



工事対象室

		空調設備 3階制御平面図		日付	図面番号
大磯中学校特別教室等空調設備整備工事		M-1 1			
1/300		1	2	3	4